

日野町議会第2回定例会会議録

令和5年3月22日（第5日）

開会 9時25分

閉会 12時55分

1. 出席議員（12名）

1番	野矢 貴之	8番	山田 人志
2番	山本 秀喜	9番	谷 成隆
3番	高橋 源三郎	10番	中西 佳子
4番	加藤 和幸	11番	齋藤 光弘
6番	後藤 勇樹	12番	西澤 正治
7番	奥平 英雄	14番	杉浦 和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

13番 池元 法子（欠席）

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	堀江 和博	副町長	津田 誠司
教育長	安田 寛次	総務政策主監	澤村 栄治
厚生主監	池内 潔	産業建設主監	福本 修一
教育次長	宇田 達夫	総務課長	正木 博之
税務課長	山口 明一	企画振興課長	小島 勝
住民課長	山田 甚吉	福祉保健課長	福田 文彦
子ども支援課長	柴田 和英	長寿福祉課長	吉澤 増穂
農林課長	吉村 俊哲	商工観光課長	園城 久志
建設計画課長	嶋村 和典	会計管理者	山田 敏之
生涯学習課長	加納 治夫		

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 吉澤 利夫 総務課主査 星田 拓臣

5. 議事日程

- 日程第 1 議第 6 号から議第 3 2 号まで(町道の路線の認定についてほか 2 6 件) および請願第 8 号(国に対し「所得税法第 5 6 条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書)について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 2 議第 3 3 号 日野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 〃 3 決議案第 1 号 地方鉄道、路線バス等公共交通の維持・確保に向けた国の積極的関与を求める意見書決議について
- 〃 4 決議案第 2 号 池元法子議員(日本共産党日野町議員団)に対する議員辞職勧告決議について
- 〃 5 議員派遣について
- 〃 6 委員会の閉会中の継続調査について
- 〃 7 副議長の辞職について
- 〃 8 選第 1 号 副議長選挙について

会議の概要

－開会 9時25分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いします。

一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は12名であります。なお、13番、池元法子議員におかれましては、欠席届が提出されております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 議第6号から議第32号まで（町道の路線の認定についてほか26件）および請願第8号（国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書）については一括議題とし、各委員長より審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） おはようございます。17期議員として最後の本会議になると思います。よろしくお願いいたします。

それでは、総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。2件ございます。

まず1件目ですけれども、閉会中の審査が行われましたので、こちらから先にご報告させていただきます。令和5年2月14日に開催された総務常任委員会の閉会中審査についてご報告をいたします。

本委員会は、前述のとおり、令和5年2月14日午前9時58分に、第1・第2委員会室にて開会をいたしました。議会側からの出席者は、委員長である私、後藤、野矢副委員長、以下委員全員とオブザーバーの杉浦議長でございます。また、提出されていた請願第8号の紹介議員より求められ、参考人として招致した大西理恵氏、深井重代氏は、それぞれ山本弘美氏、辰巳久枝氏が代理人として入室をされました。また、税制に関する有識者として、山口税務課長もご出席を頂きました。委員長、議長からの挨拶の後、直ちに12月定例会で継続審査となった請願第8号、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書についての審査に入りました。

まずはじめに、参考人から申請があった各代理人について、委員の皆さんに代理人として許可するか否かをお諮りしましたところ、異議なしとの声がありましたので、これを許可し、代理人は参考人席に移動していただきました。なお、これ以降、代理人は参考人と称することといたしました。

委員長より、本日の委員会は、請願の意図などをお伺いし、請願を審査する上で

の参考にさせていただきたいと考えているので、本日は採択する、しないの採決は行わない旨の確認を行った上で、紹介議員に対し、改めて請願内容の説明を求めました。

紹介議員より、日野町議会には2009年（平成21年）以来、これまで4回にわたって同様の趣旨の請願が提出をされてきましたが、いずれも不採択であった。直近は2016年（平成28年）9月議会で、既に6年が経過をしている。前回の委員会での論点や採択に至らなかった点は、家族従業者の給与を経費として認めない、夫婦や親子などの家族と一緒に働いていても、その給与は必要経費と認められないために、実際に働いているという事実さえも法律上認められていない点に関して、第57条による青色申告をすれば、家族従業者の給与を経費に認める条項があるので、青色申告をすればいいのではないかという点が主な理由であった。また、過去の不採択理由についても、このことがよく挙げられていた。本日の委員会における審査の論点の1つ目は、青色申告にすればいいのではないかということに対して、実際に現場にいる方はどのようにお考えなのか。2つ目は、明治時代に端を発する所得税法第56条そのものが今の時代に合っていない。制度そのものが時代遅れではないのかという第56条そのものの問題について、どう考えていくかということ。3つ目は、参考人から現場、家族労働の実情を具体的に伺うこと。4つ目は、請願の表題について、第56条だけを廃止すると、第57条との整合性が取れないため、整合性を図るために加えられた文言であることの確認である。

委員長より、参考人は、今の紹介議員の説明に不足点があれば発言を許可します。

参考人より、ジェンダーという視点から見て、日本は先進国でありながら、ジェンダー指数が非常に低く、最低に近い。男女共同参画や国連の方針と関連し、人権問題として捉えてほしいとの発言がありました。

続いて、各委員にも意見を求めたところ、委員より、白色申告でも家族従業者を経費として認めた場合、白色申告をされる方が増えるように思う。そうすると悪用する人が出てくる可能性があり、ある意味ではざる法になってしまう。家族従業者の経費考慮を望むのであれば、青色申告をすれば済むことだと思うので、現行法のままでもいいと思う。また、私も見習を経て一人親方として独立し、最初は白色申告をしていた。控除が増える観点から、現在は青色申告をしている。青色申告を選ぶといろいろ控除してもらえるのになぜ青色に変えられないのか、何か理由があるのか。わざわざ白色申告にされているのはなぜなのかなどの発言がありました。

これに対し、参考人より、湖東民商の婦人部で婦人部長をやっており、東近江市で24年間商売をしているが、国税通則法第16条に、自主申告こそ納税者の基本的な権利としてうたっているもので、24年間何の迷いもなく白色申告で税を納めてきた。私たちが訴えているのは、白か青かそういう問題ではない。青色申告にしようと思

うと、専属的に経理に携わる人がいないと個人事業主では難しい。事業をする方が法人化や青色申告をすればいいという考えであれば、法人化や青色申告ばかりが増える。個人企業があるから地域が活性化し、全国の景気に発展する。なぜ申告に白色と青色があるのか分かりません。申告納税制度の下では、納税者の権利を守るという立場からすれば、青色申告も白色申告も同等の権利である。白色申告をするから権利がないというように制限されてはならないと思う。制度自体をなくすことが相当だと思う。私は個人1人としての人格を認めてほしい。人格が否定されていると感じる一方で、これは法律の1つでしかない。なぜ所得税法が実際に人間が働いていることの実を否定することができるのかということをも自分事として考えていただきたい。

その後、参考人より、所得税法第56条適用についての事例説明が数件ありました。

また、参考人より、娘が家業に入ってくれたが、50万円しか娘に経費が行かず、娘の将来を考え、白色から青色に変更しようと考えている。今は個人企業なら法人化も考えており、娘の将来や後継者のことを考えて、青色への変更も検討している。民商の記帳会に参加して様々な個人の記帳を指導している。青色にすればいいと話される会員もいるが、一人親方で白色申告されている方も多くあり、自信を持って白色申告をされている。私も従業員を抱えている個人事業主だが、社会保険、厚生年金、雇用保険、労災、全て払っている。これらは従業員の将来のことを考えてやっている。しかし、今は娘の件で青色への変更を考えている。白色での家族従業員の経費が認められれば、法人にしなくて済む。自主申告が基本的な権利であり、私も白色申告をしている。国税通則法にも書いているが、自主申告とは、自分の税金は自分で計算することを基本にしている。私は基本的な権利として、自主申告を選んでいる。青色というものは、あくまでも特典だけの問題であり、2014年1月からは、白色でも全ての事業者で記帳が義務づけられている。第57条の特典は、税務署長からいつ取り消されるか分からないので、白色申告をしている。

お二人の参考人の発言を聞いた後、個人事業主であっても帳簿記帳は義務づけられている状況なので、青色で申告するのが難しいことではないと考えられることを踏まえ、委員長から税務課長に、なぜ青色と白色と2つの申告方法が用意されているのかなどを伺いました。

税務課長からは、第56条は事業をされている事業主から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例である。特例には次の3点がある。1、事業主が家族に払った対価は必要経費には算入しない。2、事業主が親族と、その親族が別のところで外注して支払われた場合、親族でなく事業主の経費になる。3、親族間でお金の受渡しがあっても、その親族は収支には影響ない。第56条には配偶者が86万、そして、その家族は50万という記載はない。これが書いてあるのが第57条である。税法の解

積をする立場としては、第56条だけで86万であったり50万であったりということではなく、第57条も含めた内容で納税いただくというように法律を考えるほうがよいと思うとの説明がありました。

これを受け、委員長より、6年前の審議のときにも、税務課長のお話同様、第56条と第57条を個別にすることはできない。関連した1つの税法上のうたいであり、どちらかだけについて審議するのは難しいという意見が出ていた。前回の12月議会で、総務常任委員会を出ていた意見同様、これは白色申告の中で家族従業員に対する支払いを経費として認める形の改正が行われた場合には、個人事業主イコール事業体なので、不正を行えるようになるのではということを示唆するものである。

税務課長より、青と白ができた経緯は、以前は家族間で帳簿をつける習慣があまりなかったことに起因する。ご商売される以上、家族以外でやり取りをする場合は記帳もされ、書面を交わすことが当然あると思うが、家族間できちり帳簿を書いておられることは少なかったと思う。そのような経緯の中で、国では個人企業にできる限り記帳、帳簿を反映していただく目的で、いろんなタイミングで、「青色にしたほうがこのような特典があるので、皆さん青色にして下さいよ」というような形で誘導されてきたのだと思う。

また、委員より、実家が鉄鋼業を営み、青色申告していた参考人が、長期間白色申告にこだわっておられた理由は何か。また、第56条を廃止した場合、困られる方もいると思うが、その辺りはどう思うか。また、経費として認められたいという話だが、それ以前にしっかりした記帳が必要だと思う。家内工業でしっかり記帳されているのなら、青色申告でも同じではないかと思う。白色も青色も同等の権利と話されており、それぞれ申告されている。時代やジェンダーの部分などについては、改正理由として理解できる。全面廃止したときにどうなるのかという部分が引っかかる。明快な回答があれば教えていただきたい。

参考人より、これまで事業主と家族の労働力を一括して事業主が支払っていたが、第56条がなくなれば経費で落とせる。事業主からの申告ではなく、個人として堂々と申告をし、納税をしたい。そうすれば女性の人権、家族の人権が認められると思う。民商では、法人や青色申告の会員の方もいるが、圧倒的に白色申告が多い。今はきちんとした記帳・検算をし、自分の商売の在り方を認識していかないと、消費税の計算もできない。白は不正が多いのではないか、青は不正がないのではないかという話があったが、大きな間違いだと思う。大企業でも脱税がある。私の思いとしては、白だから不正があるとは思ってほしくない。

ここで、委員長より、参考人に対し、個人事業主の方も記帳や検算をきちんとされているということなので、そうなるとなおさら個人で青色申告をすることは容易ではないかと思われることから、ますます青色申告をしないことへの疑問が大きく

なっていると感じるが、参考人はどう思われるかをただしたところ、参考人からの発言はありませんでした。

その後、紹介議員より、第56条を廃止することによって不正が発生するようなら、不正がないようにする条項を改めることはできるとの発言や、参考人からの憲法が保障する基本的人権、幸福追求権、生存権、1人の人格を認めてほしい。地域の業者をつぶさないでほしい。女性の地位向上を求める国際的な運動とも連携し、国連女性差別撤廃委員会の審議でも民商から代表傍聴を行っているなどの発言、委員からもLGBTQに関連づけた発言などがあり、審査内容が大きく飛躍・拡大し、発言も出尽くした感があったため、審査を打ち切り、継続審査すべきか否かを諮ったところ、委員より継続審査を求める発言がありました。これを受け、委員長より継続審査に対して諮ったところ、全委員一致にて継続審査をすべきと決しました。

その後、委員長の挨拶の後、11時50分に総務常任委員会を閉会いたしました。

以上が閉会中に行われました総務常任委員会の審査の報告となります。

続きまして、令和5年日野町議会第2回定例会総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、令和5年3月14日午後1時58分より第1・第2委員会室にて開催をいたしました。議会側の出席者は、委員長の私、後藤、副委員長の野矢委員をはじめ委員全員とオブザーバーである杉浦議長です。また、執行側からは、堀江町長、津田副町長、安田教育長をはじめ総務政策主監、教育次長、総務課長、企画振興課長、生涯学習課長、住民課長ほか関係各課の職員が出席をいたしました。委員長、町長、議長の挨拶の後、付託案件の審議に移りました。

はじめに、議第7号、日野町財産区個人情報保護に関する法律施行条例の制定についてを議題として質疑を行いました。質疑はなく、続いて、議第9号、日野町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行いました。

委員より、環境基本計画策定委員会の構成員と設置時期について質疑があり、住民課参事より、議会承認後、現在関わっている22名を構成員として就任の確認を行い、4月に設置を予定しているとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、続いて、議第10号、日野町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行いました。

委員より、モバイルルーターの貸与を行う旨聞いているが、他に貸与の予定はあるのか。また、個人情報の取扱いはこれまでと変わらないのかとの質疑があり、学校教育課所主任、企画振興課主任よりそれぞれ、貸与はモバイルルーターのみであ

る。個人情報扱いはこれまでと同様であるとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、続いて、議第29号、令和5年度日野町西山財産区会計予算を議題として質疑を行いました。質疑はなく、続いて、議第32号、日野町課制条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行いました。

委員より、新設される交通環境政策課は庁舎内のどこに設置されるのか。また、同課の目玉となる業務は何かとの質疑があり、総務課長より、2階の上下水道課と建設計画課の間に設置予定で、企画振興課の地域交通政策推進室と住民課の生活環境交通担当が新たに1つとなり、持続可能なまちづくりを進める。地域交通については、わたむき自動車プロジェクトなどを中心に推進していきたい。環境政策では、環境基本計画策定に伴い、環境に配慮したまちづくりを進めたい。また、生活安全については、住民生活に密接した消費生活相談や防犯についてを業務とする。交通安全では、各地区の行政懇談会からの要望について、警察署や関係機関などと調整することを引き継ぐとの答弁がありました。

また、委員より、わたむき自動車プロジェクトは企画振興課が中心であったが、人員も異動するのか。また、既存の課への影響はないのか。また、総務政策主監の管轄になるのかなどの質疑があり、総務課長より、わたむき自動車プロジェクトに関わる全ての人員が異動するわけではない。また、新たな課が新設されても、一部業務では連携できると考えている。所管は総務政策主監の管轄となるとの答弁がありました。

また、委員長より、環境政策では交通環境のみを扱うのか、それとも環境問題全般を扱うのかとの発言があり、総務課長より、環境基本計画を踏まえ、交通問題を越え、広く全般にわたる環境政策を扱うとの答弁がありました。

また、委員長より、中部清掃組合の会議には、今後、交通環境政策課の職員が出席するのかなどの質疑があり、総務課長より、そのように考えているとの答弁がありました。

他に質疑はなく、討論に移りましたが、討論はなく、議第7号、日野町財産区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてほか4件について、一括にて採決を行い、賛成議員の起立を求めたところ、起立全員となり、議第7号、日野町財産区個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてほか4件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託された全ての案件の審査を終え、午後2時35分、説明員交代のため、暫時休憩といたしました。

説明員交代の後、委員会を再開し、日野町文化財保存活用地域計画の進捗報告と意見交換についてを調査研究の議題とし、生涯学習課主席参事に資料を用いた説明を求めました。

生涯学習課主席参事からは、令和6年度の文化庁認定を目指して組織された11名の構成員による日野町文化財保存活用地域計画策定協議会の協議概要およびこれに併せて開催されるアンケート、ワークショップなどの中間報告、今後の予定などの説明があり、その後の意見交換では、委員、議長、町長、副町長、教育長、生涯学習課長などからそれぞれ発言がありました。

午後3時47分、意見交換を終了し、町長挨拶の後、執行側退席のため、暫時休憩といたしました。

午後3時55分に再開し、協議事項として、甲賀市議会議長から依頼のあった地方の鉄道路線の便数維持・利便性確保に向けた国の積極的関与を求める意見書についてを議題とした協議に移りました。

議会事務局長より説明を受けた後、各委員に発言を求めたところ、委員および議長より、鉄道および路線バスなどの公共交通の利便性確保に賛同する旨の同意を得たため、当議会としても、地域公共交通全般について、国に対して利便性確保のための意見書を提出することを確認し、その内容と本会議への提出は委員長に一任する旨に対しての同意を諮ったところ、全員異議なしとの回答を得、本案に対する協議を終了しました。

次に、昨年12月議会に提出され、継続審査となっている請願第8号、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書についてを議題として、本案の協議に移りました。

本請願については、12月議会にて、閉会中審査に際し、紹介議員より、請願者の2名を参考人として委員会に招致し、請願の趣旨と意見を説明させたいとの申出があり、その旨を委員全員が了承し、参考人2名を招致することを議決しているため、参考人を招致し、2月14日に閉会中審査を開催したところ、当日、両参考人が出席されず、代わりに2名の代理人の出席を求められたため、委員会としてこれを了承し、代理人2名による請願の趣旨説明と意見聴取を行いました。この経緯を経て、本委員会にてこの請願に対する審査を取り扱うか否かを委員に諮ったところ、取り扱うことに異議なしとの回答を得たため、本請願の審査を行うことといたしました。

委員長より、本請願について意見を求めました。

委員より、閉会中審査にて所得税法第56条を廃止すべきとの立場の参考人からの意見を伺ったが、委員の中には、廃止すべきでないとの意見もいくらかあった。その立場からも税法の専門家を参考人招致し、意見を聞くべきではないのか。また、これまで4回の請願を提出したのに、いずれも不採択となった経緯があるので、趣旨を理解してほしい。また、請願の趣旨は、配偶者や家族の男女平等、個人の尊厳を求めている。そのための請願と理解してほしいなどの意見がありました。

質疑、意見等が出尽くしたところで意見交換を終了し、討論に移りました。

討論では、高橋議員より、青色で申告すればよいことなので、請願に反対であるとの反対討論がありました。

これに対し、紹介議員である加藤議員より、メリット・デメリットで請願を出されているわけではなく、法律自体に問題があるので、反対意見に納得できないとの賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、請願第8号、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書に対する採決を行い、賛成の委員の起立を求めたところ、賛成少数となり、請願第8号、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書は不採択となりました。

以上で本委員会における付託案件、調査研究、協議事項の全審議および請願審査を終え、午後4時50分、委員長の挨拶の後、総務常任委員会を閉会いたしました。

以上、令和5年日野町議会第2回定例会における総務常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、産業建設常任委員長 10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、令和5年第2回日野町議会定例会産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

去る3月15日午前9時から委員会を開催いたしました。委員全員と、執行側より堀江町長はじめ関係各課職員の出席の下、町長、議長の挨拶を受けました。本委員会に付託されました議案は7議案であります。議案の説明は先の議員全員協議会で受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第6号、町道の路線の認定についてを議題として質疑に入りました。

副委員長より、三十坪交差点から下は、以前は国道であり、県道になった部分だが、現在も県道か。今の区間から猫田を通して清田までの区間の認定はどうなっているのか、周辺部分を聞きたい。建設計画課より、今回の認定に伴う周辺道路の状況ですが、三十坪から石原の区間は、以前、国道477号であったが、現在は町道三十坪石原線として管理している。山上木材の交差点から猫田集落の中については、県道日野徳原線で、県道となっている。今回、新たに真ん中の区間を町道として認定するものとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次に、議第11号、日野町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員長より、屋外広告物はどれぐらいの申請があるのか。建設計画課より、屋外広告物認定の許可に関しては、1年未満のものから上限3年までとなっていて、3年ごとにされるものなど期間によるため、年度ごとに金額も相違し、件数も30から50件程度となっている。継続的なものはこちらから申請手続の案内をしており、新しく店や工場等が建てられたり、広告物の内容が変更すると、新規として出されて

くるとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次に、議第12号、日野町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、使用料が上がる主な根拠は何か。建設計画課より、大谷公園はこれまでから、改修等を行った際に、利便性向上が見込める場合に使用料を上げてきた。今回についても、令和4年度に長寿命化に伴う改修工事を行った。大谷球場は、スタジアムまでいかないが、グラウンドだけでもない。これまで指摘されてきた観覧スペースを設けたり、ネットやトイレの改修、新たに本部室も建て替えをした。使用料の改正にあたっては、近隣市町とのバランスを図っている。

委員より、昨今の電気代の高騰や人件費は根拠に含まれていないのか。照明料も変わっていないが、今後、電気代などがさらに高騰した場合には、照明料の値上げはあるのか。建設計画課より、今回は野球場の前のキュービクルは更新していないため、照明は改修をしていないことから、使用料の改正はしていない。キュービクルの更新は今後の検討課題にもなるが、テニスコートの照明と併せて、今後LED化していく必要もあるため、キュービクルを更新し、照明を改修した時点で使用料の見直しを考えている。人件費については、公園管理で、事務員が数名常駐しているが、以前から使用料には反映していない。

委員長より、土日祝日の17時から22時の時間帯の値上げがされていない理由は何か。建設計画課より、今後、町としては、近隣市町のバランスも考慮しながら、使用料の改正を行う際には、時間内と時間外について、原則2倍にしていきたいと考えている。今回の改正についても原則2倍と考え、従来から3倍となっている部分は据置きし、大谷公園全体でバランスが取っていけるよう改正案としたとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次に、議第18号、日野町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたしました。

委員より、町全体で占用料の徴収は年額いくらあるのか。建設計画課より、今回の改正に伴い、70万円の増額を見込んでいる。来年度については、関電との協議で、町道における関電の電柱についている信号機やカーブミラーや街灯は占用料を免除できると協議したため、100万円程度減額が見込まれるので、540万円で計上している。改正に伴い70万円増額し、今年度は610万円ぐらいになると見込んでいる。

また、委員より、今回の改正は政令改正によるものと書いているが、つながりを教えてほしい。建設計画課より、日野町の占用料の根拠としては、国の道路法施行令に基づいて占用料を設定しているため、国の占用料が改定になったことから、今回改定している。3年置きに改定をされているとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、次に、議第19号、日野町地区計画の区域内における建築物の制

限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑に入りましたが、質疑なく、次に、議第22号、令和4年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたしました。質疑なく、質疑を終了し、次に、議第31号、令和5年度日野町下水道事業会計予算を議題といたしました。

委員より、農業集落排水が下水道と統合されることによって、庁内での仕事の効率に影響するのか、変わらないのか。また、将来的に農業集落排水を公共下水にしていく流れとなるのか。上下水道課より、業務自体は通常どおりだが、農業集落排水の内容と資産が明らかになるため、資産価値等を公表されるのが大きい違いになる。予算執行は、予算が議決されれば執行できる独自性と利便性が大きく変わる点である。現在の予定では、令和23年から27年をめどに、最終的には公共下水道と接続する予定をしていく。

委員より、昨今、個別の浄化槽から下水に変わってきているが、大きい地震、災害などが頻発しているので、下水が使えなくなったとよく聞く。個別の浄化槽が見直されている地域が場所によってはある。災害等を考えると、公共下水を進めるのがいいのか、見解を聞きたい。上下水道課より、浄化槽の災害時の見直しについては検討ができていない。農業集落排水、各家庭の浄化槽があれば、災害時も処理可能だが、公共下水道の本管ができれば、3年以内に接続を促しているのが現状である。

また、委員より、中期で公共下水道と農業集落排水がセグメントされているが、決算のときに償却資産もセグメントしているほうが分かりやすいと思うが、どうか。上下水道課より、決算書は公共下水道と農業集落排水はセグメントで別々に分けた状態で執行するので、最終的には分割は可能である。決算書、予算書としては一本化して、セグメントで大まかな収益費用を示している。

委員より、町の下水道の接続割合はどうか。上下水道課より、令和4年4月1日現在、公共下水道エリアで、市街化区域は供用率93.7パーセント、市街化調整区域は76.6パーセント、農業集落排水事業の区域は98パーセントである。未接続の世帯は高齢世帯、金銭的負担、浄化槽が壊れるまで接続しないとの理由が多い。住宅リフォーム補助金の中で接続について補助しており、啓発に努めたい。

また、委員より、工事の際に埋めた公共柵は現在は使っていないのか。今は塩ビのパイプに替えているが、当時のコンクリート柵は使用できるのか。上下水道課より、当時はコンクリート柵が主流であり、現在もその柵に接続されているが、不明水の流入が危惧されることもあり、塩ビの公共柵に替えているところもあるとの答弁がありました。

ほかに質疑なく、質疑を終了し、討論に入りました。討論もなく、討論なしのため、一括採決を行い、議第6号、町道の路線の認定についてほか6件は、全員賛成

により、原案どおり可決することに決しました。

以上で本委員会に付託された議案の審査が終了しましたので、町長より挨拶を頂きました。

以上で会議を終了し、午前9時58分、委員会を閉会いたしました。

以上、産業建設常任委員会委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長職務代理、副委員長 高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） それでは、令和5年日野町議会第2回定例会厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

去る3月15日午後1時58分より第1・第2委員会室において委員会を開催しました。本委員会には、池元法子厚生常任委員長より欠席届が提出されていたので、代わって副委員長の私、高橋が委員長代理を務めさせていただきました。出席委員は7名であり、定足数に達していましたので、委員会を開会しました。また、執行部側からは町長、副町長はじめ関係主監、課長、職員の出席を頂きました。

町長挨拶の後、付託案件である議第8号、議第13号から17号、議第21号、23号、24号、議第26号から28号、そして議第30号の13議案について審査に入りました。本会議の審査は案件ごとに行い、議員全員協議会で既に議案の説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りました。全案件の質疑終了後に一括討論を行い、その後、採決することに対し異議がないか尋ねたところ、異議なしとの返事で、そのように会議を進めました。

まず、議第8号、日野町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、今回新たに条例を制定されることについて、従来の運用から変更となる点はあるのか。また、避難行動要支援者名簿は毎年更新する必要があると思うが、更新の状況はどうかとの質問に、福祉保健課長より、要支援者名簿を民生委員から出しているが、国の法律により町の条例が一旦廃止されるので、今まで行っていたことができなくなり、その仕組みを生かすために条例を制定するもので、名簿作成にあたっては何も変更はないとの答弁です。次に、各名簿の更新については、民生委員に渡し、本人の同意を得ていただいた上で町に返却していただき、同意を得たものについて、個別の計画を区長および民生委員に渡している。この流れは変わるものではないとの答弁でした。

また、委員より、要支援者名簿の更新はできているのかとの問いに対して、福祉保健課長より、毎年、春の総会で前の分の回収をし、更新して、夏頃に再度配付しているとの答弁でした。

次に、議第13号、日野町子ども・子育て会議条例および日野町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、4月から始まるこども家庭庁の発足に伴う条例の改正と思うが、こども家庭庁について、少子化対策や認定こども園は内閣府で、児童虐待防止や保育所は厚労省だが、4月からはこども家庭庁に一元化される。これについて、町に影響はないかとの質問および幼稚園は文科省、町は子ども支援課に一元化されているが、運用面で支障はないかとの質問がありました。子ども支援課長から、4月から、国では内閣府と厚労省がこども家庭庁となるが、県も子ども・青少年局が受け、そして町のほうへ指導が下りてきて、運用面で影響はないと考えているとの答弁でした。

次に、議第14号、日野町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および日野町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、安全計画の策定に対する現状はどうか。また、付則の経過措置について、令和6年3月31日以降は実施が義務づけられていると理解してよいのか。また、学童保育での安全計画と同様に、保育所や幼稚園での安全計画はどうなっているのか。また、条例制定はあるのかについて質問があり、子ども支援課長より、学童保育施設は該当するので、運営の中でそれぞれ安全計画を立てていただいている。今回、これを受けて努力義務というのが入ってくるので、職員研修や訓練、保護者への説明等についてやりなさいと言っているのので、努めていく。また、令和6年3月31日以降の安全計画の実施については、今後、近隣市町の動向を見ながら進めていくとの回答でした。

続いて、議第15号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、高校生の医療費助成ということで、入院したときの助成ですが、これは病気のときはそうですが、スポーツなどでけがをしたときなどは助成対象となるのかとの問いに対して、住民課長より、学校でのけがの場合は、学校で入っている補償制度があるので、まずそれを使っていただいて、残りについて医療保険を使っていただく。この自己負担を助成するものとの答弁でした。

次に、議第16号、日野町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、産科医療補償制度の加入対象となる出産について教えてほしい。また、財源の負担割合で、3分の2が地方交付税となるが、残りは町の負担となるのか。その負担割合について教えてほしいとの質問に対し、住民課長より、出産時に脳性麻痺になったときに3,000万円の補償制度があるが、この制度に入っている分娩機関と入っていない分娩機関とがある。この産科医療保障制度に入っているところについては、条例により加算して、トータル50万円を給付する。また、繰入金是一般

財源で3分の2、残りの3分の1は保険税、すなわち国保税を充てることになると答弁がありました。

別の委員より、出産に必要な経費は理解しているが、町独自の制度の上で上乗せするというのが大事で、町の魅力も必要とされているのではないか。お産は日野町内でということ、政策的に考えていくべきではないか。出産一時金が上がっても、産科院がまた上げてくるので、結局たちごっこで、本人の負担は減らない。だから町も出産・育児についてはもっと力を入れるべきではないか。また、日野町への産科医療の施設の誘致も一定要るが、これは難しい部分もある。町として政策的にできる方法がないか、町長として何か意見があれば答えてほしいとの質問に、町長より、1月に生まれた日野町の子どもの数は4人だったと聞いている。当町も確実に人口減少が進んでいることを痛感する。一方、これは社会全体の流れであり、やむを得ないと思いつつも、このままじり貧もいけないので、今後議論していく必要性を感じているとの答弁でした。

また、福祉保健課長からは、産科院の誘致について、滋賀県内でも産科院は、個人の産科院も含めて減ってきているのが現状。日野記念病院長に聞いても、全診療科を設けたいという気持ちは持っておられるけども、医師の確保が厳しいということで、議長と町長とのこのやり取りも病院長にも聞いてほしいが、とにかく医師の確保が難しい状況なので、これは全体の話になってくると思うとの答弁でした。

次に、議第17号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、引上げの要因として、医療費の伸びと被保険者の減少、そして激変緩和措置の最終年度ということ、基本料金を引き上げざるを得ないということになる。これを避ける選択肢はないかと考えると、基金の取崩し、または税率の引上げの対応が必要になってくる。物価高騰の中での引上げは厳しいので、何かよい方法はないか。当局の考えはどうかという質問に対して、住民課長より、国民健康保険税は上げたくないという思いである。しかし、今回の提案は、基金は2億円あるけども、5,000万円は残すということで、5年間で3,000万円ずつ繰り入れて、1億5,000万円を段階的に行おうとしているもの。一般会計から繰り入れれば、もし認めていただければ、そういう方法もあるということです。そのほか、医療費の軽減を図るためには、早期予防として健診を受けていただいて健康寿命を延ばしていくのも1つの方法かと思うと答弁がありました。住民課の主任より補足説明がありまして、もし一般会計からの繰入れをした場合は、国から頂いている支援金のペナルティーを受けることになり、この補助金は、町でもらっている分と県全体でもらっている分があり、これに影響が出てくるので、町だけで判断するのは難しく、一般会計からの繰入れはあり得ないということになるとの補足説明がありまし

た。

次に、議第21号、令和4年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、歳入で国民健康保険税が1,700万円の減となっている。歳出では158万3,000円が減額となっている。この状況について教えてほしいということで、住民課長より、精算補正であり、保険税については徴収実態に基づいたもので、被保険者数が減っているということ。また、福祉保健課長より、特定健診が減ということについては、コロナが始まった頃、かなり減って、その後回復してきているが、受診率としてはまだ戻っていない状況とのことでした。

また、副委員長より、出産一時金が300万近く減額されるが、これだけの減額の理由を教えてほしいとの質問に、住民課主任より、当初、20人分を予算計上していたけども、現状は9人しか出産がなかったのが、これが影響して減額したと答弁がありました。

次に、議第23号、令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、保険給付費で、居宅介護サービス給付費とあと2つの給付費で減になっているが、現場の介護状況というのはどのようになっているかとの質問に対して、長寿福祉課長より、介護給付費については、3年ごとの介護保険事業計画に基づいて設計した給付費見込額に基づいて計上した。その後、状況の変化に基づき減額する結果となった。令和4年度当初予算として21億9,000万円を組んだが、給付費が大体1億円を超えるぐらいの減額になる見込みのために、19億円を超えるぐらいの額となると見ているとの答弁でした。

次に、介護行政の中で、それに従事していく職員は大変だと思うが、それ以上に家庭が切実な思いである。東近江市の職員さんに話をすると、日野町はもっと手厚い対応をされていると言われるけども、このように他市町から評価されることはありがたいが、職員が親身になって対応することで、家族の方が癒やされると思う。今後、要介護者が増える中で、施設の中で対応していただく職員は少ないというジレンマがあるが、心優しい支え合い福祉ということで考えていただけないかという質問に対して、これは厚生主監より答弁があり、窓口での対応の在り方について言うと、親身になるというより、制度を活用してこういうことができるのではないかと職員がいろんな提案をさせていただき、その中で利用者が選択できる余地を示すことができるようになった。言葉尻によるけども、どういうことが望まれているのか、それを読ませていただきながら、答えさせていただけるような環境をつくっていく必要があると思うとの答弁でした。

次に、議第24号、令和4年度日野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑なく、次に、議第26号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、新年度の国民健康保険税は前年度比で減となっているが、保険税は上がるのに、歳入予算は減とはなぜかという質問に対して、住民課長より、総額が減っているのに税金をなぜ上げるのかということですが、被保険者保険から高齢者の多い分の交付金をもらっているが、残りは公費、税金と残り半分は県税ということになり、1人当たりの医療費が増えているので、その中で税金も増えている。総額の医療費は減っており、国・県からもらう分も減ることになるとの答弁があり、この後、住民課主任より補足説明があり、被保険者数は2月末で4,025人、前年度の同期が4,224人で、4.7パーセントの減。よって、税率を上げても徴収税額は減るとの答弁でした。

次に、議第27号、令和5年度日野町介護保険特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、介護認定者の推移はどうなっているのか。また、介護サービスの現状はどうか。また、その予算はどうか。さらに、地域支援事業の中で、介護士やケアマネジャーなどの体制は新年度どうなるのかとの問いに対し、長寿福祉課長より、介護認定者は平成24年時点で870人、令和元年度で1,050人、また、直近の令和5年2月現在では、認定者数は、65歳以上で1号被保険者が1,058人、64歳までの2号被保険者が17人、合計1,075人認定されている。そして、1号被保険者は全部で6,529人おられるので、介護認定数率は16パーセントとのこと。また、このうち居宅サービスを受けておられるのが663人、施設サービスが251人、地域密着型サービスが89人という状況です。施設サービスについては、入所したいが入所できないという人がたくさんおられるのが現状で、サービスは今後充実させていきたいと考えている。また、介護事業の見直しは3年ごとに行われているけども、認定者数の推移などを見ながら、来年度の当初予算を見込んでいるという答弁でした。また、来年度の給付費の計画としては22億6,000万円余りを設定している。地域支援事業については、人件費を除いて、令和4年度とほぼ同額であるとのこと。また、この計画で介護予防の大切さについて、委員指摘のとおり、今後も地域の中で運動教室や認知症予防教室、また啓発活動などを十分に進めていきたいと考えている。あと、介護職員の確保については、全国的にも人材確保が大変な状況になっていて、日野町でも同様で、大変な中で仕事をやっていただいている。町の事業所の中でもケアマネジャーの成り手が少なく、他の市町の事業所をお願いしながら体制を維持していく必要があると考えているとのことでした。また、職員を増やすための基礎研修については、今までコロナでなかなかできなかったけども、1月から募集をし、

町内で委託という形で実施し、20人の定員のいっぱいまで受講していただき、基礎的な部分を学んでいただきたいと思いますとの答弁でした。

次に、議第28号、令和5年度日野町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、昨年10月から窓口負担が、一定以上の所得がある人が1割から2割へと負担が増えた。この辺の反応についてお尋ねしたいとの質問があり、住民課長より、2月末現在、3,457人の後期高齢者の中で、3割負担の人が113人、2割負担の人が563人おられて、高額療養費の限度額は変わっていないので、コロナが下火になり、病院にかかれる人が増えて、医療費も増えた。この2割負担の人は、コロナの状況で左右された人もあるが、利用者も伸び、医療費が増えたと答弁がありました。

次に、議第30号、令和5年度日野町水道事業会計予算についてを議題とし、質疑に入りました。

委員より、北山で企業庁と進められている配水場連結工事の契約方法について。また、事業課の業務は突発的な対応を求められることが多い。日野町役場には優秀な人材が多くおられて、こうした職員がやりがいを感じられるようにしっかり人事評価をし、登用していただきたいとの質問に対して、上下水道課長補佐より、企業庁で工事を進めていただき、日野町は負担金という形で契約している。5年度は舗装復旧工事について、同様の契約方法で予算計上していると答弁があり、また、総務政策主監からは、町として、処遇の評価ではなく、人材育成を目的とした人事評価を導入している。職員に対する評価は、定期人事異動の中で昇格等の処遇改善を図っている。業務が属人化し過ぎることなく、職員がやる気を持って業務に当たれるよう人事を行っていくとの答弁でした。

別の委員からは、西大路や蔵王など、各地で漏水が発生しているが、水道管の老朽化の現状と今後の補修見通しを教えてほしいとの問いに、上下水道課主任より、漏水は令和3年度に86件あり、令和4年12月末時点では37件発生している。高度成長期に一気に整備したことの影響が今出てきていると思う。対応としては、漏水箇所を個別に修繕するとともに、幹線の耐震化工事を計画的に進めていくとの答弁でした。

ほかに質疑はなく、以上で質疑を終了しました。

また、これらの議案について討論はなく、一括採決に入りました。採決の結果、全員起立により、議第8号、日野町避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定についてほか12件については、原案どおり可決するものと決しました。

そして、町長挨拶の後、午後4時ちょうどもをもって委員会を閉会いたしました。

以上で厚生常任委員会委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 8番、山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、令和5年第2回3月定例会における予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

期日は令和5年3月10日14時から、週をまたいで令和5年3月13日17時まで。出席者は、議会側は議長ほか委員11名、執行側は町長、副町長、教育長ほか関係職員の皆さんでした。3月10日14時に開会、町長、議長の挨拶の後、議第20号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第9号）の審議に入り、まず、補正予算のうち特定財源を除く歳入、歳出の中では議会費、総務費、民生費、衛生費、消防費、公債費とその特定財源等について議題としました。

執行側から説明の後、委員からの質疑を受け、委員からは、交通安全対策事業で、防犯灯はLEDにしても電気代が増額するのか。電子入札が4月から開始されるが事業者の登録は済んでいるか。老人クラブ活動事業で、当初予算の20パーセント減になる理由。一般会計全体で、減額が多いのはなぜか。路線バス福祉事業で、近江バス日八線の利用者回復状況。わたむき自動車プロジェクト推進協議会負担金の減額理由。価格高騰緊急支援給付金で、大幅な減額になった要因。税務電算システム管理事業で、大幅減額になった理由について質問があり、それぞれ執行側からは、防犯灯のLED化を進めてきたが、月4万円程度電気代が増えている。電子入札については、県による入札参加資格の共同受付は現在も審査が続いているが、4月からの運用に向けて、町内企業を対象に模擬入札を予定している。町老人クラブ連合会で、令和4年度に東桜谷地区が脱退されて減少になった。令和3年度からは連合会未加入クラブの活動に対しても補助制度を設けている。一般会計で減額が多いのは、3月の補正予算にあたり、減額できるものは減額するよう各課に呼びかけたことによる。令和4年度近江バス日八線の利用者は、3年度に比べて1万人増となった。わたむき自動車プロジェクト事業費の減額が見込まれるので、協議会への負担負担金も減額となる。価格高騰緊急支援給付金は、国全体の非課税世帯割合を基に2,050世帯を想定したが、実績は1,700世帯となった。税務電算システム管理事業の減額理由は、予算編成段階で国の法改正の指標が確定しておらず、概算で計上したためであるとの答弁がございました。

そのほかには、婚活支援事業補助金の実績がなかったことの確認、サテライトオフィス等開設支援事業補助金の対象となった空き家とは、情報管理事業の備品購入費の増減理由、それから会津若松市との交流で記念植樹した木の種類とか敬老会祝金支給事業の減額理由、そして、小野鬼室神社の案内看板設置主体についての質疑もございました。

ここで、説明員の交代のため暫時休憩し、15時35分に再開。再開後、農林水産業

費、商工費、土木費、教育費とその特定財源等について執行側の説明があり、その後、委員からの質疑として、地籍調査事業の予算残は他地域の調査に使えるか。畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金の詳細説明。河川関連事業で、5集落が取りやめた理由。図書館備品家具等購入費で、設置するのは家具なのか棚なのか。有害鳥獣駆除事業で、今年度から猟友会に加えてNPO法人が参入したが、すみ分けはできているのか。農業振興費や農地費での減額が大きく、計画を立てて実施しないと農業振興に影響すると思うが、考えを聞きたい。中山間地域等直接支払交付金事業の委託金で、交付金がつかなかったのかどうか確認について質問があって、それぞれ執行側からは、地籍調査には工程があるので、予算が余ってもほかの地域に使うことはできない。畜産クラスターに関し、1年前から県外事業者の町内進出の相談を受けてきたが、国の第2次補正で予算が計上されたので、計画を具体化した。河川管理事業を取りやめた5集落のうち4集落は、2年計画の事業が1年で完了したためである。図書館の購入備品は、家具とはしているが、専用の棚である。有害鳥獣駆除はこれまで猟友会と集落で取り組んできたが、令和4年度から新たにNPO法人が参入したので、調整しながら進めている。農業振興費・農地費の減額の影響について、農業情勢が不安定で厳しい状況なので、設置された予算は最大限活用できるよう、年度途中の組替えも視野に執行に努めたい。中山間地域等直接支払交付金事業の委託金は、滋賀県全体で予算要望に対する配分が少なかったという答弁がございました。

そのほかには、大谷公園野球場の電光掲示板設置や木造住宅耐震改修の減少傾向、飼料用穀物の高騰に伴う飼料米への転換、森林経営管理制度の進捗状況、農道維持管理事業の整備予定、森林環境譲与税基金積立金の積立て内容と減額理由、応援基金積立金の使途に係る計画、石原八日市線の設計業務実施時期、農地耕作条件改善事業の次年度予算への計上、畜産クラスターの今後の状況、緊急自然災害防止対策事業の現況と図書館管理事業の繰越し状況について質疑もございました。

以上で議第20号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第9号）の質疑を終え、17時10分に3月10日の審査を終了しました。

翌週の3月13日午前9時に再開し、議第25号、令和5年度日野町一般会計予算の審査に入りました。執行側の説明は議員全員協議会で受けているので、直ちに質疑に入り、まず、特定財源を除く歳入を議題としたところ、質疑はなく、続いて歳出に入って議会費、総務費とこれに伴う特定財源等を議題としたところ、総務費については時間をかけた質疑応答になって、前半と後半を分けることになりました。

その前半で主なものは、農家民泊に係る今後の展望。アジャイル開発による官民競争システム構築の具体的内容。通勤バス実証実験について、第1・第2工業団地にも意向を聞くのか。マイクロツーリズム推進事業に関し、ひなまつり紀行と町と

の関係。議員の成り手不足に対する議員報酬見直しの検討状況。わたむき自動車プロジェクトの3年間というのはずれ込むのかという質問がございまして、それらに対して、執行側からは、農家民泊は今後、海外からの集客を進め、民泊受入れも再開する予定である。アジャイル開発による官民競争システムは、国とは別に町独自の手続オンライン化を検討していて、具体的には転出入時等の申請時記入で、あらかじめ基本情報を登録することで手続をスムーズ化する。通勤バスの実証実験で、第2工業団地など、他の事業所への声かけはできていないが、視野に入れないといけないと認識している。ひなまつり紀行へは、観光協会補助金の中で支出をしている。それから、議員報酬の件についてですが、議会の質問等を通じて行政の課題が明確化し、新たな気づきや既存政策の良質化につながっているため、その状況を行政から報酬審議会に伝えることで、議員報酬の改善に向けた審議をしていただければと考える。わたむき自動車プロジェクトは、令和4年度から地方創生推進交付金事業の採択を受けているので、令和6年度までが3年間であるという答弁がございました。

そのほかには、旧平和堂日野店跡地の日野祭での利用、今後の利用・活用予定、公共交通分析はどのようなことをするのか、3年目になる通勤バス実証実験のイメージ、コミュニティ助成事業補助対象4か所の詳細、マイクロツーリズム推進事業に係る町民向け発信と協力団体とは、わたむき自動車プロジェクトの推進については、組織体制や実証実験のアンケート予算規模や推進協議会への負担金の内訳に関する様々な質問もございました。

また、総務課に關しまして、休憩を挟んだ後半では、委員からの質疑で、リニューアルされたホームページは全体的なイメージがつかめない。土づくり推進対策事業補助で、牛ふんを肥料として再利用する施設を新たに造るには、この予算では到底できないがどうなのかという質問があつて、執行側からは、リニューアル後のホームページはトピックスが大きく表示されて、ほかの内容に気がつかないという声があるので、改良を予定している。土づくり推進対策事業は、稲作農家が堆肥を散布する際の肥料の補助として計上しているという答弁がございました。

そのほかには、町内企業の情報発信のプロモーションビデオ作成補助に関する質疑もございました。

続いて、消防費、公債費、予備費とこれに伴う特定財源等を議題としたところ、委員からの質疑はなく、説明員交代のため暫時休憩し、11時に再開。

再開後は民生費、衛生費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑では、学童保育「太陽の子」増築で、受入れ児童数、支援数の数はどうなのか。児童手当は今年度の減額補正後の予算に少し足した程度の予算が新年度に計上されているが、同じぐらいで推移すると考えているのか。公立保育所の運営で、歳出が増

えているのに歳入が減るのはなぜか。新型コロナウイルスで、病院でワクチン接種できるめどは。単独福祉医療費助成事業で、県の動向によっては高校生の通院助成も考えるのか。予防接種事業で、ワクチン接種特設会場を撤去する判断基準。紙おむつ補助は必要と考えているかという質問があつて、執行側からは、学童保育は2支援施設が増築され、1施設で40人から45人の受入れができ、支援員の数は4施設まで対応可能と聞いている。児童手当は3月減額補正と同程度で予算計上をしているが、最終的には実績に応じて増減補正を行う。公立保育所は、歳出で電気代の増加が大きいのに対して、歳入の保育料は入園数が低年齢児で減少している。新型コロナウイルスで、病院でのワクチン個別接種は、令和5年度は移行期間と考えていて、町内医療機関と十分に協議していきたい。福祉医療費助成の県の動向には、これまでも様々な要望活動があり、今後も機会あるごとに要望していきたい。コロナワクチン接種の特設会場は、春の接種と続いて秋の接種があり、国庫補助の状況を踏まえて考えていく必要がある。紙おむつ補助は、他市町では新生児訪問の際に交付しているが、見守りや寄り添い支援を含めて、近隣市町の状況を研究させていただきたいという答弁がございました。

そのほかには、学童保育増築に係る駐車場等の対応と開設時期、3歳半健診の屈折検査での検査器の導入に関する質問、環境衛生費の死骸処理、またペットの死骸処理の対応についての質問がございました。

そのほかには、環境基本計画の進捗状況、福祉バスの利用頻度・予算増の理由、福祉バスのラッピングの必要性、ワクチン接種会場での日赤奉仕団の報酬、移動支援活用補助金予算が見直されていない理由などについても質問がございました。

次に、労働費、商工費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑では、キャリア教育推進事業で、自己実現のための相談できる窓口はあるのか。雇用促進奨励金と工場設置促進奨励金の内容。ふるさと応援寄附事業で、ふるさと納税返戻金の金額設定等の改善。住宅リフォーム促進事業で、転入予定者に対するリフォームの実績について質問があり、執行側からは、自己実現のための相談窓口は現在町にはないので、専門の外部窓口につないでいる。雇用促進奨励金は、工場立地促進条例により、町内から5人以上雇用することを条件に奨励金を支出する。また、工場設置促進奨励金は、進出企業の敷地の固定資産税分を翌年に交付する。ふるさと納税返戻金の金額設定は、幅広い人に選んでもらえるよう検討する。また、商業活性化につながるよう参考事例を研究したい。転入予定者のリフォームは、令和3年度が2件、4年度は現在まで2件の実績であるという答弁がございました。

そのほかには、観光協会は次年度でいろいろ変化があるのかとか、ひだまり事業所の勤労福祉会館への移転に伴って、現行施設はどうなるのかという質疑もございました。

ここで昼食のため休憩し、14時20分に再開しました。再開後は農林水産業費および土木費と、これに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑で、土木費の公園管理の関連で、スケートボード場についての動きを教えてください。公園管理に関して、大谷公園プールの現状と方針を聞きたい。公園管理で、大谷公園体育館の屋根修繕は現在と同じ工法か。有害鳥獣駆除事業で、西大路地区のニホンザル個体数調査の結果と予定を聞きたい。県道西明寺安部居線の急傾斜対策はどうなったのか。社会資本整備総合交付金事業の防災・安全は県道石原鳥居平線にも適用されるのか。交通安全対策事業で、町道小御門十禅師線歩道新設整備の現況と今後の予定を聞きたい。地籍調査事業の増減率がマイナスなので、希望される地域に前倒しでできないかという質問がございました。それぞれ執行側からは、公園管理の中で、スケートボードに提供できる場所を探しているが、難しい。大谷公園プールについて、再度プールを造ることは考えておらず、廃止の手続を進めている。大谷公園体育館の屋根改修は、利用を止めないよう、カバー工法で予定している。西大路地区のニホンザル個体数調査は、現時点ではデータが得られず、引き続きの調査が必要である。県道西明寺安部居線に係る急傾斜対策は、次年度の県の土砂災害警戒パトロールで確認してもらい、町と県で協議を進めたい。道路の舗装修繕は、もともと社会資本整備総合交付金の道路防災・安全のメニューである。町道小御門十禅師線の歩道整備は、必佐小学校前を進めているが、遅れているので、5月末完了を目指している。また、国道477号からの測量設計は3月末に完了する。地籍調査の増減率は、作業工程の関係で下がったが、前倒しは難しいという回答がございました。

そのほかには、大谷公園テニスコートの床修繕と照明、野菜振興対策事業補助金での計画、農林水産業費雑入の固定納付金、大谷公園での遊具設置、北山茶の振興、農業委員会への公開質問状や除雪機購入補助の実績に関する質疑がございました。

ここで、説明員の交代のために暫時休憩し、15時40分に再開しました。再開後は教育費とこれに伴う特定財源等を議題とし、委員からの質疑で、わたむきホール虹の駐車場修繕で、車止めも直すのか。文化財保存活用地域計画のワークショップで、町外からの参加や広く周知する検討はされないのか。フリースクール利用補助金の認定スキームを聞きたい。学習支援員の新年度からの体制を教えてください。びわ湖ホール鑑賞事業は、コロナ禍ではどのような状況であったのか。中学校教育振興事業で、部活動の地域移行に係るプラス・マイナスはどうか。通学バスの実証実験の結果はどうであったのか。図書館の通路が植栽のせいで歩きにくいので、対策してほしい。文化財保護の関連で、天然記念物は整備できないかという質問があり、執行側からは、わたむきホール虹の駐車場修繕について、車止めの補修は考えていない。文化財地域計画の周知について、今後はホームページ等を活用し、町外在住の方も積極的に受け入れられるよう呼びかけたい。フリースクールの補助対象は、年

30日以上登校していないなどがあるが、まずは教育委員会がフリースクールとして認め、校長が出席扱いできるカリキュラムであるか認めることが先決条件である。学習支援員は令和5年度で小学校21人、中学校5人を予定している。びわ湖ホール鑑賞事業は、コロナ禍では県から各学校を回って芸術鑑賞をする事業に変わっていたが、令和5年度にはびわ湖ホールに行く事業になる。部活動の地域移行については、今年度に学校スポーツ協会と協議を重ねているが、課題がたくさんあるので、妥協点を見いだしていきたい。通学バスの実証実験について、令和4年2月には先生方に負担をかけて、9月の実験では費用もかかり、継続が難しいと分かった。2台体制での運行と福祉バスとの供用を併せて継続運行できると見込んでいる。図書館周辺通路の植栽は整える。天然記念物は周辺の自然環境も含めた指定なので、整備にも許可が要るが、経年劣化が心配なので、国・県と相談しながら検討したいという答弁がございました。

そのほかには、大人のキャリア教育の展望であるとか遠距離通学助成の現況、奨学金返還支援事業の対象と実施の時期は、フリースクールでの町外児童の参加割合、図書館での町情報誌の扱いに関する質疑がございました。

以上で議第25号、令和5年度日野町一般会計予算の質疑を終え、暫時休憩の後、16時45分に再開。

再開後、討論に入ったところ、委員から、子ども医療費の無料化は入院のみで、奨学金返還支援は、卒業後では支援にならない。わたむき自動車プロジェクトに係る投資の目的や疑問、土づくり事業の実際の運用が分からないといったような理由で、議第25号、令和5年度日野町一般会計予算に反対する立場での討論があり、また、別の委員からは、賛成の立場で、反対の理由で挙げられたことは全て説明を聞いて理解できるので、原案に賛成するという意味での討論がございました。

討論の終了後、議第20号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第9号）については討論がなかったので、2議案を分けて採決することを諮ったところ、全員異議なく、まず、議第20号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第9号）についての採決は、全員賛成により、原案のとおり可決すべきと決定しました。

次に、討論のあった議第25号、令和5年度日野町一般会計予算について採決を行ったところ、賛成9、反対1の賛成多数により、議第25号についても、原案のとおり可決すべきと決しました。

以上で全ての審査を終了し、町長からの挨拶を頂き、17時に閉会しました。

これで予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 続いて、諸般の報告を行います。

議会広報常任委員長 3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） それでは、令和5年第2回定例会における議会広報常任委員

会について報告いたします。

去る3月1日、午前10時42分より、第1委員会室において、議会広報常任委員会を開催いたしました。出席委員は7名全員で、オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。事務局からは、吉澤局長と奥野広報担当職員に出席いただきました。委員長挨拶、そして議長挨拶の後、3月定例会の報告として、議会だより第22号の発行と掲載記事の内容について協議いたしました。なお、議長におかれましては、公務のため、議長挨拶の後、退席されました。

今回も全24ページを使って議事を掲載することとなり、まず、表紙の写真について意見を求めたところ、委員より、意見として、3月1日の早朝に行われたA I オンデマンド交通チョイソコひのの出発式の様子について写真を掲載してはどうかとの提案があり、審議の結果、それを採用することに決めました。

2ページ目は、表紙の写真に使ったA I オンデマンド交通チョイソコひのの出発式についてを記事とすることとし、3ページ目は、日野小学校で行われた6年生による「まちの幸福論」の発表および役場議場で行われた西大路小学校6年生による「未来の日野町」の発表の様子について記事にすることにしました。

次に、常任委員会と特別委員会の6つの委員会について、委員長報告を簡略化して掲載することにいたしました。

次に、各議員の一般質問とその答弁について、要点を絞って掲載することといたします。

次に、3月議会に提案された議案とその結果についておよび1月23日に開催された臨時議会の結果について、見開きの2ページにまとめて掲載することとしました。

最後に、裏表紙に当たる24ページ目は、カラー印刷ですので、休会中に議員として参加した事業やイベント等について、写真も含めて掲載することといたしました。

その他として、議員は議会と委員会のほかにも町の各種行事や事業などにも参加しているために、そうしたことも町民に知っていただくという意味で、今回も議員派遣一覧表を掲載することとしました。

これら各記事について担当委員を決めるとともに、第22号の発行日は令和5年5月15日付とすることで確認をいたしました。

最後に、議会広報常任委員会は議会閉会後も継続開催することについて委員全員の承認を頂き、次回の委員会は3月23日午後からと決定しました。

委員長挨拶の後、午前11時40分をもって委員会を閉会いたしました。

以上、令和5年第2回定例会における議会広報常任会の報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、地方創生特別委員長 2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは、令和5年日野町議会第2回定例会地方創生特別委員

会委員長報告をさせていただきます。

日時は、令和5年3月16日午後1時58分から委員会室で開催いたしました。後藤勇樹委員、池元法子委員から欠席届が出され、議会側からは11名出席し、執行側より町長、副町長、総務政策主監、産業建設主監をはじめ関係各課の出席の下、会議を始めました。

今回の地方創生特別委員会では、町からの報告として、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準の新設についての説明を受け、その後、幹線道路の現状と今後の取組について、企業誘致と町内商店業の現状と課題について、その後に新年度に実施されるデジタル田園都市国家構想交付金事業の施策の深掘りを順次確認してまいりました。その後、協議事項として、提案型の地方創生推進について、政策提案の協議を行いました。

まず最初、町からの報告の都市計画法に基づく開発許可制度の取扱い基準の新設について、建設計画課長補佐から説明を受けました。

委員からは、宅地ではない土地は従来どおり建てられないとのことだが、ここが一番大きな課題で、改善してもらいたい点である。この点について、町からは、長年の懸案事項が少し前に進んだという印象を持っている。宅地ではない土地は従来どおり建設不可という部分については、今後、検討課題ということで聞かせてもらっていると報告を受けました。

また、議長からは、宅地ではない土地とはどういうものを指しているのか。また、60条の申請は不要となるのか、従来どおり必要なのかについても説明してもらいたいとありました。この点については、都市計画法に適合して建設された建築であっても、地目を変えられていないことはあると思われる。実際の使用状況で、資材置場であれば不可という解釈になる。60条証明については、用途変更等をしていく上で原則的に必要になるとと思われると回答されました。

次に、調査研究に入り、幹線道路の現状と今後の取組について町から報告を受け、委員からは、名神名阪連絡道路の動向、町道西大路鎌掛線の予定、第2工業団地の補修計画など質問がありました。建設計画課からは、名神名阪連絡道路の今後の動きについては、現在、住民説明会での意見やオープンハウスでのアンケートの集約をしている段階です。西大路鎌掛線については、現在、日野川ダムグラウンドから見て右側の山が切れて、のり面が仕上がった状態になっている。来年度は鎌掛から五月台までの区間を仕上げていくことになる。第2工業団地の舗装の傷みの対応については、今年度補正で予算が確保できたので、繰り返しになるが、令和5年度の部分的な工事に入ることになっていると回答をされました。

ほかの委員からは、石原八日市線の工事完了が早まった理由、西明寺安部居線の新年度の動きについて質問があり、町からは、3月6日の県との協議で、12月まで

の完了を目標にすることで早まったと回答。西明寺安部居線については現在工事中で、中之郷の交差点は7月をめどに完成の目標となっている。佐久良集落前の舗装については6月完了予定と報告を受けている。第2工区については、年度内に3つのルートが示されてくるため、ルート案が決まれば設計業務に入るが、まだ案も出ていない状況であることと回答を受けました。

続いて、調査研究事項の2点目、企業誘致と町内商店業の現状と課題について、商工観光課長より説明を受けました。

委員より、別所で操業される池田製作所の事業内容を教えていただきたい。町内事業所等の事業承継の取組や成果はどのようになっているのか。意見では、町内商店業等に対して、商工観光課の思う課題や施策ができていないと感じている。商工観光課として、こんなことに取り組んでいきますといったことがもう少し出てくればよいのではないか。金英町に新たな介護施設を建設されているが、工事車両のマナーが悪く、地元が迷惑しているなどの質問や意見が出されました。商工観光課、建設計画課からは、池田製作所は半導体関連の部品を自主加工されていると聞いている。事業承継の取組については、民間の株式会社ライトライトの力をお借りして、インターネット上に事業の後継者を探している事業所と事業承継を受けたい方とのマッチングサイトを昨年12月に立ち上げてもらった。町内の事業所に商工会を通じてアンケートを募り、事業承継に関心があると答えられたところに、商工会と商工観光課の職員で、事業内容の説明のため訪問させていただいた。今のところ、事業承継をするという成約までには結びついていないが、様々な条件等を考慮され、事業承継に結びつくよう、商工会と商工観光課が連携して取組を進めていくと回答されました。

続いて、令和5年度デジタル田園都市国家構想交付金の事業について深掘りを行いました。

委員からは、AIを活用したオンデマンド交通の出だし状況、利用の状況、利用された方の声を聞くためのアンケート等。ほかに、ぐるりん日野ナビのアプリの登録状況、バージョンアップなど。また、地方創生については移り変わりがあるが、今回の総合戦略と国の交付金とはどのようにリンクしているのかなどの質問が出されました。企画振興課、商工観光課からは、オンデマンド交通については、現在の会員登録は450名、利用状況は1日当たり20名弱で推移している。利用の傾向としては、フレンドタウンへの買物、日野記念病院が多い。3月15日からは甲賀市の3つの医療機関へ運行開始を予定しており、そこがどうなっていくか今後注目していきたい。利用者アンケートの実施については、今後継続を考えていく中で具体的に進めていきたいと回答されました。ぐるりん日野ナビについては、合計で747ダウンロードになっている。2月12日から実施したスタンプラリーに参加された人は

274人。バージョンアップについては、今年度、周遊や観光だけでなく、健康づくりにも活用していけないか考えていると答弁されました。総合戦略と国の交付金のリンクについては、地方創生を進めるという根本の部分は変わっていないが、デジタル技術を活用した上で、地域の社会課題を解決していくという意味合いもあり、今回、国において2つの交付金を統合されたということになっている。その中で、地方は自ら目指す社会の姿を描き、自主的・主体的に構想実現に向けた取組を推進し、全国どこでも、誰もが便利に快適に暮らせる社会を目指すとなっている。この考え方は、基本的に地方創生と変わっていないと理解しているので、ある意味100パーセントリンクしていると言えばリンクしているが、必ずデジタルを入れるとなると、今の取組にプラスアルファの部分が必要となり、中には事業内容の精査が必要になってくると答えられました。

委員からは、日野町の総合戦略について、施設ごとのKPI、1年ごとの評価など、スクラップできるものはスクラップしていけばいいのではと意見が出されました。

休憩の後、地方創生特別委員会から提案型の地方創生として政策を提言してこうと、私、委員長より政策提言案、「一人一人が輝き、持続可能で誰もが元気に暮らせるまち、日野」を提案させていただきました。今回は町の総務政策主監、総務課長、企画振興課長にも同席いただきました。各委員から意見、考えを伺い、町からもご意見を頂戴し、委員長持ち帰りにて、本日、閉会日の後に全員協議会で再提案することとし、16時36分に終了いたしました。

これで地方創生特別委員会の委員長報告を終わりにします。

議長（杉浦和人君） 次に、議会改革特別委員長 1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） それでは、議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る3月17日に、委員会室にて委員会を開催いたしました。出席者は私、野矢委員長と奥平副委員長、また、その他議員、そして、オブザーバーに杉浦議長が就いていただきました。欠席者は池元法子委員、そして、執行側からの同席者はなしというような状態で意見交換を始めました。

議会改革特別委員会は、常に付託案件のない状態で、議会の機能強化について話し合う委員会です。今定例会でも「話し合い、提案する積極的な議会」というようなことをずっとテーマに話し合ってきました。今回の定例会では、この2年間、また4年間の振り返りを基に、みんなで意見交換を行ったという形です。その内容について、振り返ったもの、課題に思っていること、また、できたこと、できていないことを今回はまとめて報告させていただきたいと思います。

まず、議会のタブレット化やデジタル化についてみたいなことを話し合いました。

全体で議題として8点ぐらい話し合ってきましたが、それを順番に報告させていただきます。

デジタル化については、現在までは議会の資料等は全て紙またはファクスでやり取りをしていて、非常に後で使いにくい資料の形、また効率的ではなかった。そして、現代のデジタル技術などが全く反映されていないというところもどうなのかというところから調査研究をしていたところだったんですが、これについてできたことというのは、たまたま実証実験というものを取り入れることができて、議会の中にノートパソコンを持ち込むということができるようになりました。これについて、議案資料のデータを格納するということができるようになったので、紙媒体でしか資料を私たちは持っていなかったところ、データで後で検索できるような形にこの2年間でしてもらうことができました。ただ、できていないこととして、さらにその資料等をどのように活用していくのかということ、タブレットもしくは資料をその場で共有してメモを取ったりとか、そのような機能は有していないので、それは今後の課題になるかなというところを話し合いました。

次に、通年議会という議題についてもこの2年間では話合いがありました。この内容については、専決処分等、議会に後で報告される内容みたいなところをしっかりと、もっと話し合えるほうがいいんじゃないのかということで、通年議会について話し合っていこうというようなテーマを設けてはいましたが、こちらについては、この2年間でしっかりと議論を深めることはできませんでした。また今後の課題として残っていくかなと思っております。

次に、議員の成り手不足解消についてというのは結構長く、この2年間話し合ってきました。先般でも、新聞等でもよく出てはいましたが、内容を簡単に言いますと、議員報酬だけでは生活ができないのではないかと。また、政務活動費という、いわゆる議員に認められているような経費が町村議会にはほぼ認められていない。日野町でもゼロ円である。このようなところが議員の成り手不足につながっているんじゃないのかという仮説の下、話を進めてきた経緯があります。1つ前進したこととして、昨年、報酬を上げるということについて、報酬審議会に投げる事ができた。これは一歩前進したことかなと思います。ただ、現実的には報酬は上がっておりませんし、何も進展はしていません。なので、これについて、議会だけの問題ではなくて、町とか住民さんも含めて、どのような議会であったほうがいいのか、どのような町の形を模索していくほうがいいのかというのは皆で話し合っていく必要があるなというような話合いをしました。

次に、4番目ですが、行政との情報共有についてということも議会では話し合ってきました。この内容というのはどういう意味かといいますと、行政が新事業、もしくは違う事業者と協定を結ぶ、また、外部人材などを登用して動きをつけるとい

うことについて、議会が知らない状態で話が進んでいくということが結構ありましたので、それについて、事前に住民への情報提供を議会が担うというような役割を考えても、情報共有をもっとしっかりしていったほうがいいんじゃないのかという提案をさせていただいて、実際に議会運営の中で、この情報共有を何度か実行していただいたということがこの2年間でありました。ただ、試験的に実施していただいたというような程度で、それからも執行側と議会側が常に深く情報共有を何度もしていたということにはなりません。これはお互いにちょっと負担を気にしていたのかなとか、そのようなこともありましたが、今後の課題としては、仕組みとして、議員や議会側からの提案などに関して執行側からのフィードバック、または意見交換の仕組みみたいなものがあるともう少しやりやすいんじゃないかなというような話が出ました。

また、分かりやすい資料、行政側から議会側に提案される資料というのがもう少し分かりやすい形でないものかというような話題もそのときも出ておまして、そのようなものが、分かりやすい資料提供のフォーマットみたいなものがあってもいいのかなというようなお話も出ました。それを解消する1つの方法として、通年議会という仕組みを取ることによって、行政と議会の情報の共有の仕方がさらに密にできるんじゃないのかなというような話題も出ました。

また、5つ目には、意見交換会について、この2年間で進展がありました。4年前までは、議会から住民さんへの報告会という形で、ほぼ一方的にさせていただいていたものを、この4年の間に、住民との意見交換会という形で、双方向でさせていただくようになりましたが、中にコロナ禍ということで大きく休む期間がありまして、最後、年末に改めて意見交換会をさせていただくことができました。そこで多くの方に来ていただいて、多くの意見を述べていただくことができたので、本当にそこでは進歩かなと考えておりました。ただ、その頂いた情報を議会としてどのように意見を集約して、政策提言や提案として行政に届けることができるのかなど、議案以外の提案をどのように取り扱うかというところはまた今後の課題になるなというお話をしていました。

次に、6つ目の話題としては、議会広報についてもこの2年間では多く話し合ってきて、住民の声をしっかりと載せていくような形にもっとしたいなとか、独自性を持った広報紙にしたいなというようなお話が出ました。

そして、7つ目には、議員自体のスキルアップについて、もっと研修を行ったほうがいいんじゃないのかというような話題が出ました。これについて、コロナ禍というものもありまして、実際に研修というのは少なかったです。ただ、町村議長会ですとかそういうところから主催を頂いて、議員が全員研修を受けるというのがありました。また、個々の判断において、自主的に研修に赴くということもあったと思

います。ただ、議会として、先進地に視察・研修に行って、それを町の課題を解決するために、この町に持ち帰ってきて還元すると、そういうような動きが取れなかったということについては、もう少し積極的に研修・視察に行き、反映させるという動きを取れるんじゃないかなというようなことを話し合いました。

そして、最後に8つ目としましては、このような議会改革特別委員会というものを通じていくこと自体が、町の課題をみんなで話し合うということについて意味があるんじゃないのかという話題をさせていただきました。議会改革特別委員会というのは、ほかの委員会と違いまして、全員参加で、全員で話し合うという性質を持った、ちょっと特殊な意味合いを持った委員会になっております。なので、そのようなところでみんなで話し合うことによって物事を進めていくということが議会らしくできるんじゃないのかということで、この2年間、またその前のことも含めての4年間は、実は全員一致で物事を進めていくということをテーマに議会改革特別委員会は進めてきていました。なので、全員一致であるということだったので、実は意見が一致しないと進められないものもあったりして、スピード感的には、あまり早くは進みませんでした。ただ、そういったことを全員で意見を出し合い、しっかりと多様性とか、少数意見とか、そんなこと関係なく、全員の意見をまとめていくということをこの議会の中でしていくということ自体にも意味があったかなというふうには思っております。

最後に、住民の代表同士が全員で話し合っ、合議制をもって少しずつ前進するという実践した2年間であったということをご報告いたしまして、私のこの議会改革特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案の審査結果の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 厚生常任委員長報告の中でありました議第17号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をさせていただきます。

ます。

委員長報告は、日野町国民健康保険税条例の一部を改正し、この4月1日より国保税を上げるという趣旨の提案でしたが、このことに反対の立場で討論をいたします。

国保税加入者というのは、組合健康保険や共済組合などに加入している勤労者以外の一般住民で、その多くは個人事業者や退職者などで構成されています。したがって、加入者1人当たりの平均所得は、組合健保などに比べて低くなっています。にもかかわらず、保険税は一番高い。これは厚労省の資料によっても、1人当たりの平均所得に対する平均保険料、つまり保険料負担率が、健保組合や共済組合の5.8パーセントに対して、市町村の国保は10.3パーセントになっています。

国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が、他の医療健康保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっています。高過ぎる保険税問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、皆保険制度の維持、社会の公平公正を確保する上でも重要な政治課題なのであります。それを今回、40代夫婦と子ども1人のモデルケースで約4万4,500円という大幅な引上げをしようとしておられる。このことについて、次の諸点から反対をいたします。

メディアでは、春闘の満額回答など、大企業労働者の賃金上昇がささやかれておりますが、そうした恩恵に程遠い個人事業者や年金生活者にとって、保険税引上げは大変な負担増であり、とても承服できるものではありません。国保運営協議会の了承を得ているとのことではありますが、多くの町民にはこのことは知らされていません。モデルケースで4万4,500円の上昇ということですが、資産割を廃止したことなどにより、一部高額資産所有者など、全体の約13パーセントは減額になる。ところが、その一方、86パーセント、ほとんどの住民にとっては負担増になり、特に低所得者にとっては負担増になる改定であり、矛盾が大きなものでもあります。令和4年度末の国保財調基金残高が約2億円余りとなる見込みで、それを向こう5年間で3,000万ずつ取り崩して繰り入れる。こういう試算がありますが、当面値上げを回避する形で基金から繰り入れ、ペナルティーにならない一般会計からの補填措置など、他市町の事例に学ぶべきではないでしょうか。

国保税の税率一本化については、町として慎重であるべきだ。こういう立場で私たち日本共産党議員団は従来から申し入れてまいりました。高過ぎる国保税の値上げ抑制に向けて、多くの市町村が独自の控除措置や負担軽減措置を工夫しているように伺っています。激変緩和措置の打切りや一般財源からの繰り入れに対するペナルティー措置などは、国や県に対して物申すべきではないでしょうか。町長には、そうした努力の姿勢が感じられません。いずれにしても、このまま推移すると、来年

以降も値上げが必要になると考えられます。国への公費負担の増大を求めるなど、値上げ抑制に向けて、なお一層の努力が不可欠と考えられます。

よって、委員長報告の議第17号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に対する反対討論といたします。

なお、この条例に基づく議第26号、令和5年度日野町国民健康保険税特別会計予算にも反対をいたします。これは反対討論はいたしません。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ありませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ないようであります。

次に、議第25号、令和5年度日野町一般会計予算の反対討論、お願いいたします。

4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 議第25号、令和5年度日野町一般会計予算に対する反対討論を行います。予算特別委員会委員長報告のうち、議第25号、令和5年度日野町一般会計予算案についての反対討論であります。

新年度予算のうち最も大きな問題点は、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の事業1億1,223万8,000円です。うち約半分を占めるのがわたむき自動車プロジェクト推進事業、これは過去2年間の、特に第1フェーズの実証実験の成果と課題を明らかにした上で新年度の第2フェーズ、あるいは第3フェーズ等、設定された事業を推進すべきであると申し上げます。ところが、何ら総括がなされていません。

令和4年中の2回にわたるJR近江八幡駅、桜川駅、日野駅と工業団地を結ぶ通勤バスの実証実験。この実験は、路線バスの運賃収入で補助金に頼らず生活路線を運行する、こういう構想でした。それは今、完全に破綻をしています。ところが、これを認めようとせず、工業団地での通勤バス実証実験を今度もさらに続けようとしています。総括がきちんとなされていないと、第2フェーズのオンデマンド交通の成否にも影響しかねません。

また、わたむき自動車プロジェクトの一環として計画された湖南サンライズから必佐小学校への通学バスは、本来、小学校遠距離通学助成事業として全町的に公平になされるべきもの、こういう指摘を私たちはしてまいりました。この指摘を受けて、5年度はわたむき自動車プロジェクトからは除外されました。ところが、今度は民間の交通事業者に運行委託をした福祉バス運行事業と結んで実施をしようとしています。これでは、全町的に希望する2キロ以上の遠距離通学児童をどう保障していくのか、こういう課題への対応がなされないばかりか、福祉バスそのものの本来業務が、利用時間の制約を受けることにもなると予想されます。

わたむき自動車プロジェクト関係予算を抜本的に見直し、オンデマンド交通実証

実験や移動支援事業の助成充実に充てるべきだと考えます。また、令和3年度、4年度に問題点を指摘いたしました政策参与の配置についても継続しており、国の自治体デジタル改革と関わって、危険な動きも懸念されます。

以上の観点から、議第25号、令和5年度日野町一般会計予算に反対をいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、私からは、ただいま加藤議員のほうから反対討論がございました一般会計予算に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、1点目に挙げられましたわたむき自動車プロジェクトですね。通勤バスの実証実験、これが当初予定していた乗客による利益、ここから運営の事業費を賄っていくということが、もう既に破綻しているというふうなご指摘がございましたけれども、本来、地域の公共交通というものは、そういった損得勘定であるとか、利益が上がる、上がらない、こういうところに資するものではないと私は思います。こういったものは社会福祉に関するものでありまして、そういう観点でいきましたら、学校をやっていたって利益が上がらないというのと全く一緒なんじゃないかなと私は感じます。やはり町民、あるいは工業団地で働く方々の頑張りによって経済の活動、大きな支えになっていることはもう間違いないわけですし、そういった方々の安心・安全な通勤体制を確保する。これは福祉に資することである、間違いないと私は思っておりますので、これは大賛成でございます。

あと、サンライズから必佐小学校への通勤バスですけれども、これが民間委託の福祉バスのほうに移行されるということで、これも反対をされましたけれども、小学生の通学というのは安心・安全の第一歩でございますので、間違いなく、これこそ町民福祉に資するものであると私は思いますので、こういったものに対して、福祉バスを使うことは何ら問題がないというふうに私は思っております。

また、政策参与の件につきましても、国のDXに関与するのではないかという危険を感じるって、この危険の意味が全く分かりません。国が進める方針を進めることがなぜ危険であるのか、この辺、逆に問いたいただきたいぐらいでございますけれども、参与が来られましてから、ワクチンにつきましても、コロナワクチンメーターを開発していただきましたし、いろんな面で非常に業務の効率化であるとか情報の明確化、あるいは開示、こういったことも進んできております。そういった意味では非常にありがたい存在であると私も思っております。

ですので、この一般会計予算に対しては、私は賛成の立場で討論をさせていただきました。ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

加藤議員、先ほど議第26号に対しても討論はしないけれども反対やというお話で

したのですが、会議ルールからいくと、朝の申合せをしていたとおり、議案に対して反対の討論のないものは一括採決ということになるわけなんです、ここでも討論されますか。

4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） 議第26号の令和5年度日野町国民健康保険特別会計予算について、先ほど申し上げました議第17号を基にしてつくられている予算案でございます。したがって、その予算案の趣旨は、先ほど申し上げたような議第17号の理由によって反対をいたしたいというふうに考えます。

以上を反対討論の趣旨といたします。

議長（杉浦和人君） 暫時休憩します。

—休憩 11時32分—

—再開 11時32分—

議長（杉浦和人君） 再開いたします。

それでは、次に、請願審査結果の委員長報告に対する討論を行います。

討論はありませんか。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書について、委員長報告では不採択であります。請願に対し賛成し、委員長報告に対し反対の立場で討論させていただきます。

12月定例会に提出された本請願書は、賛成多数で継続審査となり、2月14日には請願者による参考人を招致して閉会中審査を行い、先ほど、総務常任委員長報告にありましたように、請願趣旨の切実な声を承ったところです。3月定例会で再度、同請願の審査を行いましたところ、これ以上継続審査とせず、賛否の採決では、賛成少数で不採択と可決すべきものとなりました。非常に残念な結果であります。

これまでから、日野町議会には2009年（平成21年）以来、4回にわたって同趣旨の請願が提出され、全て不採択となっています。直近では2016年（平成28年）9月議会から6年が経過しています。この14年間に4回の同請願が提出されたということは、請願者の切実な願いの思いが込められていることをご理解いただきたいと思います。この間採択に至らなかったその経緯は、所得税法第57条による青色申告をしたら家族従業員の給与を経費に認めるという条項があるから、青色申告をすればよいのではないかということでありました。しかしながら、この請願趣旨はそうした問題ではなく、所得税法第56条そのものの持つ問題点とする個人の尊厳、女性の地位の向上を求めるものであります。議員の皆さんにこの点をご理解いただきたいと思います。

この規定は、現行法の基礎となる昭和23年改正法により設けられた規定であり、

70年以上たった今、民主主義の概念が広がり、男女平等、ジェンダー平等思想が普及し、認識されている時代であるにもかかわらず、所得税法第56条についての立法認識は70年以上前と変わっていないのであります。家族従業員の労働の対価を税制上ないものと見なしていることが、自営・中小・零細事業者の家族従業員の経済的自立を妨げています。親の家業を継いでほしいと思われても、家業を継ぐ後継者が育たない状態であります。これは所得税法第56条、第57条による影響が大きく、地域経済発展の妨げとなっております。

政府の推進する働き方改革と、マイナンバー制度をはじめとする納税環境の整備が進む中、実態に即した適切な改善が求められています。社会環境の変化等を踏まえ、「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願にご理解を頂き、ご賛同賜りますようお願いをいたします。

以上、委員長報告に対する反対討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） 私は、総務常任委員会の委員としまして、この請願に対しては反対の立場、そして、委員長報告に対しては賛成の立場で意見を述べます。

私は、常任委員会の席で何度か発言をしてきましたけども、生計を一にする家族経営の場合、税金対策で悪用される可能性がある。そのための防波堤としての役目があると思っています。それゆえに、所得税法第56条が今も廃止されずに残っているのだというふうに確信しているところです。だから、この問題に対しては、何度も委員会で申していますように、道が閉ざされているわけではなくて、ドアが2つ用意されているというふうに思います。この片方のドアが、すなわち白色申告でございますけど、これがもし不利になるといふのであれば、もう1つのドア、すなわち青色申告制度というのが用意されていますので、この青色申告制度を利用すればよいと私は思います。よって、この請願に対しては反対、そして、総務常任委員会の議決に対しては賛成します。

以上、皆様のご同意を頂きますようよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第6号から議第16号まで、議第18号から議第24号までおよび議第27号から議第32号まで（町道の路線の認定についてほか23件）については、別に反対討論がありませんので、一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決いたします。

各案は委員長報告のとおり、議第6号から議第16号まで、議第18号から議第24号までおよび議第27号から議第32号まで（町道の路線の認定についてほか23件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第6号から議第16号まで、議第18号から議第24号までおよび議第27号から議第32号まで（町道の路線の認定についてほか23件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第17号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第17号、日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第25号、令和5年度日野町一般会計予算を採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第25号、令和5年度日野町一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、議第26号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本案の委員長報告は原案可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、議第26号、令和5年度日野町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、請願第8号、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。本請願は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立多数－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立多数であります。よって、請願第8号、国に対し「所得税法第56条廃止と、必要な箇所の改善を求める意見書」提出を求める請願書については、委員長報告のとおり不採択と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 11時45分－

－再開 11時57分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

日程第2、議第33号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長 8番、山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、日野町議会の個人情報の保護に関する条例について、提案の説明をさせていただきます。

一昨年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立したことにより、個人情報の保護に関する法律が改正され、本年4月1日からは新しい法律が地方公共団体の執行機関にも適用されることに伴いまして、日野町でも、昨年の12月に日野町個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されました。

ところが、この法改正では地方議会が適用外とされていて、議会における個人情報の取扱いは、議会ごとの自律的な対応に委ねられております。その一方で、改正法の第5条では、地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、およびこれを実施する責務を有すると規定されていて、議会もこの規定の適用を受けるので、必要な施策ということの1つとして、独自の条例の制定が必要になります。そのために、このたび、議員提案で日野町議会の個人情報の保護に関する条例案を提出させていただきました。

なお、条例案の内容については、昨年の12月23日、先月の24日の議員全員協議会で内容を見ていただいているので、説明は省略します。

また、本条例の制定に伴って、施行までに日野町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を制定し、併せて現行の日野町個人情報保護条例の施行に関する議会規則は廃止することになりますが、その規定の制定と規則の廃止については、いずれも本日8時30分から開催した議会運営委員会で諮っておりますので、条例の成立

に合わせて発効することを申し添えます。

以上で説明を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

議第33号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第33号、日野町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第3 決議案第1号、地方鉄道、路線バス等公共交通の維持・確保に向けた国の積極的関与を求める意見書決議についてを議題といたします。

決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長 6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、決議案第1号、地方鉄道、路線バス等公共交通の維持・確保に向けた国の積極的関与を求める意見書決議につきまして、決議案の朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきたいと思っております。

西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）が採算性が悪化している鉄道路線の収支を公表して以来、今日までの地方鉄道をめぐると一連の動きは、関係する地域を大きく動揺させるなど、コロナ禍からの経済および社会活動の回復に向けて前進しようとする地方の歩みに水を差すものとなっております。

以前より、地方鉄道や路線バス等の利活用については、住民や沿線自治体、JRなどで構成する利用促進協議会等が中心となり、地域ごとに主体的に取り組んでき

ていますが、その維持や、在り方については、本来、個別の区間のみで議論すべきものではございません。災害時における交通体系の多重性や代替性の確保等を踏まえ、鉄道、路線バス等の公共交通機関ネットワーク全体の考え方や方針を整理する必要があります、それこそが国の責務でございます。

こうした中、昨年7月の国土交通省の有識者会議、鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会において、国が主体的に関与する方向の提言がなされたことは、一定の前進ではあります。一方で、地方公共交通機関の存続は、地方創生に向け、国が掲げる移住や関係人口の拡大を図る上では重要なものであり、地域公共交通ネットワークだけにとどまらない、国づくりの進め方と整合性を保った総合的なビジョンが求められます。よって、国におかれては、地方鉄道、路線バス等公共交通機関の維持・確保に向け、次の事項について措置を講じるよう強く要望いたします。

まず1つ目ですけれども、地方鉄道、路線バス等の在り方の見直しについては、輸送密度や経営状況による短絡的な存廃の議論とならないよう、検討会の提言も踏まえて、国が主体的に関与する制度を早急に構築すること。また、利用が少ない線区であっても地域住民の移動手段としての役割を担っている地方鉄道、路線バス等基幹的線区以外の線区も含めた地域公共交通ネットワーク全体の方向性を示すこと。

2つ目に、地域公共交通の維持等について議論する場合は、地域公共交通ネットワークの在り方だけにとどまらず、国づくりの進め方と整合性を保った総合的なビジョンを示すこと。

3つ目に、将来にわたり持続可能な地域公共交通ネットワークを構築するため、財政支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。内容を慎重にご審議の上、ご同意下さいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第1号、地方鉄道、路線バス等公共交通の維持・確保に向けた国の積極的関与を求める意見書決議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

—起立全員—

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第1号、地方鉄道、路線バス等公共交通の維持・確保に向けた国の積極的関与を求める意見書決議案については、原案のとおり可決することに決しました。

本意見書は、日野町議会議長名において関係機関宛てに送付いたします。

日程第4 決議案第2号、池元法子議員（日本共産党日野町議員団）に対する議員辞職勧告決議案についてを議題とします。

議員辞職勧告決議案の内容は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、決議案第2号、池元法子議員（日本共産党日野町議員団）に対する議員辞職勧告決議案について、朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

我々日野町議会議員は、町民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、高い倫理感と見識を持って、町政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。日野町議会議員政治倫理条例の第1条および第2条にも、議員の目的と責務について、次のように明記されている。これは日野町議会議員政治倫理条例からの抜粋で、第1条と第2条の1、2、3項について明記させていただいております。朗読は省かせていただきます。

しかるに、池元法子議員においては、同議員が所有する農地2筆について、日野町農業委員会の許可を得ずに埋め立てた上、農業以外の用途に無断転用し、また、隣接している第三者所有の土地についても、所有者に無断で利用している事実が判明し、この事実に対する対応の如何について質す公開質問状が、3月3日、町内に存する農業団体より農業委員会に対して提出され、同様に、当町議会に対しても、今後の推移に注視を求める要望が同日付にて提出された。同農業団体からは、これらの行為が明らかに農地法等に抵触する行為であり、重大な法律違反行為に該当するとの報告もあった。

このような池元法子議員による法律違反行為は、我々日野町議会に対しても町民

の信頼を著しく失墜させる背信行為であると言え、同時に、日野町議会議員政治倫理条例にも違反する行為であるが、同議員より、議会に対し、3月5日付にて長期の欠席届が提出され、議会を欠席しているため、詳細な経緯を同議員本人から聴取することができない。

以上のことから、議会の品位を保ち、町民からの信頼回復を図るため、我々日野町議会は、池元法子議員（日本共産党日野町議員団）に対して、議員辞職を勧告する。

以上が決議案の趣旨の説明となります。ご同意のほどよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

4番、加藤和幸君。

4番（加藤和幸君） ただいま提出をされました決議案第2号について、反対の討論をいたします。

この議員辞職勧告決議については、今朝の議会運営委員会で初めて目にしたものです。このようなことが本人、池元法子議員が不在の中で突然出されるようなことについては、まずもって承服できません。今、池元法子議員が病欠で届けを出しているということについては、以前に、このことについて、私に対してもどういふことなのかというのを聞くようにというふうな話もありました。ただ、本人の病状は安静を要するというものであって、3週間の入院加療を要するという、そういうものです。しかも、病気の内容から考えて、特にストレスを与えるようなものについてはなるべく差し控えるようにと。普通の一般的な会話等は家族の方、あるいは知り合いの方とはなさっておられるようですけど、政治的なことであるとかそういうことについては、全然こちらから問い尋ねたり、そのようなことをするようないことは一切しておりません。

そういう中であって、突然、議員辞職勧告決議などというものが提案されることは、全く暴挙であるときえ言えるようなものであると私たちは考えています。しかも、その提出された内容については、この前に、議会はその推移を見守れというふ

うな、そういうようなことでした。17日が公開質問状の提出期限であるというふうなことで、17日を過ぎてから何も明らかにされたことがなくて、そうして今日、突然このようなことが出されると。これは、私としては許し難いことであるというふうに考えています。

内容については、分からない部分が幾つかございます。それから、以前に関係課のほうにも伺ったことがあるんですが、これは質疑等の中でも話がありましたように、このようなことについては、年間何件かはあることである。ただ、そのことについて、それが議員であるということについてどうなのかということが今ありましたけれど、具体的に、本人自身も十分に分かっていないところや、あるいはこのような状況下においてそれを明らかにすることができないままで、突然、議員辞職などということは納得のいかない、全く承服し難いことであるというふうに考えます。皆さんのご同意をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） 提案者が討論に立ちますので、何か一人舞台にはなりますけれども、討論をさせていただきます。提案者ですので、当然、決議案に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

今、日本共産党の加藤議員のほうから、承服し難いというふうなお話がありましたけれど、賛成か反対を求めておりますけれども、これ、池元議員個人について出しておりますので、承服されるかどうかを加藤議員に求めておりませんので、勘違いされませんようお願いいたします。

それと、突然出てきたということですがけれども、決議案を会議が行われる前の議運において初めて出してくるのは当然のことで、今までも議案というものは全てそうして出しているものです。これは議員提出のものでなくても、町長提出のものでもそうです。

さらに、いきなり辞職勧告決議をとおっしゃいますけれども、加藤議員はこの席におられましたので、起きていらっしゃったなら聞いていらっしゃったと思いますけれども、3月8日の質疑の段階で、私自らが農林課長に対してこういった案件があるけれども、そして、農業団体さんのほうからこういった公開質問状が出ているけれども、以前の例を引き合いに出しまして、以前、辞職勧告決議というのをここでは決議した、こういうものに値するのかどうかと。そうしますと、農林課長のほうから、議会の中でのことですので、私のほうからどうこうはできませんので、議会のほうでお考え下さいという、そういうお話がございました。さらに、議運の中でも私、お話ししておりますので、それまでに2回もこの辞職勧告決議案を出そうと考えていることについてはお聞きになっていらっしゃると思いますので、その点

も併せてお話しいたした上で、この内容についてお話しいたしますけれども、これまでも年に何回か、農地を無断でほかのものに転用しているケースがあるからということですが、そうしたら、例えば申し訳ないんですけれども、年に何回か万引きがあるから、万引きってしょっちゅうのものやということなんでしょうかね。法律違反をされていながら、年に何度もあるからって、そんなことは通らないです。

それに、やっていらっしゃる方が議員さんです。しかも7期もやっていらっしゃる議員さんです。「こんなこと知りませんでした」で通りません。やはり町民さんの目もございますし、我々議員は、この政治倫理条例にございますように、一般の住民さんからのお手本となるべき存在でもございますし、それだけ責務というものは重いものでございます。ですので、うっかり忘れたでは通りませんし、約2反ほどもあるような土地をうっかり埋め立てて、うっかり他人に貸して、うっかりダンパーを止めたり、資材を置いたりするものなんでしょうかね。しかも、他人さんの土地までということじゃないですか。これはちょっとうっかりでは済まないし、うっかりだったとしたって、これは農地法に違反していることはもう間違いないです。

農林課の課長のほうからも、委員会中に、この地番であるとか所有者であるとかをちゃんと確認したければ、法務局に行って開示してもらって下さいということですので、議長にお願いしまして、開示してきていただきました。間違いなくこの地番も、所有者も、公開質問状に書いてあるとおり、池元法子議員の所有のものでございました。

こういった経緯を踏まえても、明らかに法律を逸脱する行為が行われているにもかかわらず、辞職勧告することに対して憤慨するような反対討論を行われることは、法律違反をしていらっしゃる本人に相当するぐらいな、私は罪深いことじゃないのかなと、個人的には思います。

以上のことによりまして、この決議案に対して皆様にご賛同いただきますようお願いいたしまして、私からの討論とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

11番、齋藤光弘君。

11番（齋藤光弘君） 池元法子議員に対する議員辞職勧告決議案が提出されたことについて、反対の立場で討論いたします。

公開質問状に対する農業委員会の回答では、農地法に抵触しているともしていないとも回答しないとの回答であり、農地法に基づく法令内容を記載されているにすぎないものであります。そうしたことから、いきなり議員辞職勧告決議案を提出されたことは驚きであり、理解できません。

当土地については農地であり、農地転用なく農地以外に利用されたことは違法で、いけないことではありますが、この土地の農地がどのような経緯で現状に至ったのか調査し、明確にされていない状況であります。本人は現在、病気で入院されている状況であって、本人の事情徴収もされていなく、できるような病状でないとお聞きします。この土地は、池元法子議員のご主人が亡くなられたことにより、平成17年に相続されたということでもあります。池元議員が相続される以前からのことであることも見受けられることから、そうした経過等を調査の上、判断すべきものと考えます。本人の事情徴収、調査もしないで議員辞職勧告決議案を提出されることは拙速であり、乱暴な手法であります。皆さんのご賛同をお願いいたします。

以上、反対討論といたします。

議長（杉浦和人君） ほかに討論ございませんか。

8番、山田人志君。

8番（山田人志君） 私からは、結論としては決議案に反対する討論になってしまうんですが、今の齋藤議員のお話もありましたように、ここに書かれている法律違反行為、日野町農業委員会の許可を得ずに埋立てをしたということ、農業以外の用途に無断転用したこと、この点について、多分そうなんだろうなという思いはありつつも、手続としては、議会で政治倫理審査会なりを設置して、調査権を行使して、客観的に議会としての確認という手続が1つ要るのではないのかなと考えます。したがって、その手続がない時点でのこの決議案の採択ということについては、今の時点ではもう反対せざるを得ないということで討論させていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかにございませんか。

—な し—

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第2号、池元法子議員（日本共産党日野町議員団）に対する議員辞職勧告決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

—起立少数—

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

賛成少数で否決となりました。

決議案に対しては、以上のとおりであります。

日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ印刷配付の委員派遣表一覧表のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣された議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに
異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 12時24分－

－再開 12時24分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長、谷 成隆君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、日程第7を直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、日程第7 副議長の辞職についてを日程に追加いたします。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 12時25分－

－追加日程配布－

－再開 12時26分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

日程第7 副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定に基づき、9番、谷 成隆君の退席を求めます。

－谷 成隆君 退席－

議長（杉浦和人君） 事務局長から辞職願を朗読させます。

事務局長（吉澤利夫君） 副議長の辞職願を朗読いたします。

令和5年3月22日、日野町議会議長、杉浦和人様。日野町議会副議長、谷 成隆。

辞職願。私儀、今般、一身上の都合により日野町議会副議長を辞職いたしたく、許可されますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（杉浦和人君） お諮りいたします。谷 成隆君の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。よって、谷 成隆君の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、谷 成隆君に復席を求めます。

－谷 成隆君 復席－

議長（杉浦和人君） ここで、谷 成隆君から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

9番（谷 成隆君） 議長のお許しを頂きましたので、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

副議長に就任以来、町民の皆様をはじめ議員の皆様、町長をはじめ職員の皆様には温かいご支援、ご協力を頂き、副議長としての重責を担うことができました。心から感謝とお礼を申し上げます。これからは、貴重な経験を生かして、日野町のさらなる成長、発展と町民福祉の向上のため、引き続き全力で取り組んでまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

結びに、議員各位をはじめ、皆様方のますますのご健勝とご活躍を祈念申し上げまして、私の退任のご挨拶とさせていただきます。4年間本当にありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長選挙についてを日程に追加し、日程第8 直ちに選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、日程第8 副議長選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。

ここで暫時休憩いたします。

－休憩 12時31分－

－追加日程配布－

－再開 12時32分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

日程第8 副議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票または指名推選、いずれの方法にいたしましょうか。ご意見をお伺いしたいと思います。

－投票の声あり－

議長（杉浦和人君） 選挙の方法については、投票というご意見がございました。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票にすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、選挙の方法は投票により行います。

直ちに議場を閉鎖いたします。

－議場閉鎖－

議長（杉浦和人君） 暫時休憩いたします。

－休憩 12時33分－

－再開 12時33分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

議場が閉鎖されました。

ただいまの出席議員は12名であります。

お諮りいたします。1番、野矢貴之君および4番、加藤和幸君の2名を、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に指名いたしますことにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、立会人には1番、野矢貴之君、4番、加藤和幸君の2名を指名いたします。

投票用紙の配付をいたします。念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙をお配り下さい。

－投票用紙配付－

議長（杉浦和人君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検を行います。

－投票箱点検－

議長（杉浦和人君） 異常なしと認めます。

ただいまより投票を行います。1番から順次お願いいたします。

－投票－

議長（杉浦和人君） 投票漏れはございませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票いたします。1番、野矢貴之君、4番、加藤和幸君、立会をお願いいたします。

—開 票—

議長（杉浦和人君） それでは、投票結果の報告をいたします。

投票総数12票、有効投票12票、無効なし。

有効投票のうち、中西佳子君 8 票、齋藤光弘君 4 票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、副議長に中西佳子君が当選人とされました。

議場の閉鎖を解きます。

—議場閉鎖解除—

議長（杉浦和人君） ただいま当選されました中西佳子君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人、中西佳子君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

10番（中西佳子君） ただいま副議長の選任を賜りました。その重責に、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。今後は議長の補佐役として副議長の職務を遂行し、議会の公正、そして円滑なる進行に尽くしてまいります。今後とも、皆様方におかれましてはご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。予算特別委員会、地方創生特別委員会、議会改革特別委員会は、問題調査のため、引き続き設置いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

—異 議 な し—

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

ここで、副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

副町長。

副町長（津田誠司君） このたび、令和 5 年 3 月をもって日野町副町長を退任することとなりました。退任にあたりまして、議長のお許しを頂きましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

令和 2 年 10 月の就任以来、2 年半の間、議長をはじめ議員の皆さんには大変お世話になりました。また、私の至らぬ点もございまして、ご迷惑などおかけしたことも多々ございました。改めておわびを申し上げたいと思います。ただ、私にとりましては、本当にこの日野町におりました 2 年半、かけがえのない時間だったというふうに思っております。

その中でも特に心に残っておりますのは、入札妨害事件に関してでございます。

これに関連いたしまして、日野町を離れるにあたりまして、皆様に1つお願いをさせていただきますたく存じます。事件の当事者である元職員、以降、彼と申し上げますけれども、彼は皆さんもよくご存じだと思いますけれども、とても真面目な職員でした。日野町のこと、町民さんのことを誰よりも思い、身を粉にして日々奮闘していました。

去年、強制捜査が始まる直前、たまたまなんですけれども、下水道工事の完了検査がございまして、私は検査員として彼に現場を案内してもらいました。きらきらする笑顔で、自慢げに、一生懸命に話してくれたのがとても印象に残っています。しかし、その直後、逮捕、起訴、そして有罪判決と、日野町役場始まって以来の事態が起きました。そのようなことを経ても、私の中での彼の印象は真っ白です。私心なく仕事に邁進していたという印象しかありません。そんな真っ白な彼は、有罪判決を受け、執行猶予のついた懲役刑、町としては始まって以来の事態です。ご存じのとおり、町は彼を停職処分といたしました。同日付で彼は退職をいたしました。後日、退職手当組合のほうでなんですけれども、退職金が不支給処分となりました。輝く笑顔の彼は、退職金も受け取らずに、ひっそりと役場を去ったこととなります。

処分内容を私から伝えた際、彼は私に土下座をしようとしてきました。私は必死で止めました。心の中で、私は土下座するべきはこちら側だというふうに思っていました。確かに彼のしたことは犯罪です。決して許されることではないと思います。しかし、そこに至る業者との関係性の構築・維持は、役場が長年正しいとしてきた手法です。そもそも、今回有罪となった部分も、過去を遡れば罪に問われない時代もございました。その時代であれば、彼は単なる、単なると言うと失礼ですけれども、非常に熱心に仕事をする職員でした。しかし、時代も法律も変わりました。日野町のルールが本当に正しいのか、不正を惹起するシステムが役場内に内在していないのか、そんなことが問われているんだと思います。彼1人が悪かったと片づけるべきではないと思っています。

今回、日野町官製談合事件等検証会議から意見を頂き、それに基づき、町長指示の下、再発防止に向けた指針をまとめました。後ほど議員の皆様にも全員協議会でご説明を申し上げます。

そこでお願いです。日野町のが好きで、日野町のことを思い、日野町民の幸福を願い、一生懸命仕事に邁進している職員が不幸にならないよう、すばらしい町でいつまでも幸福に暮らせるよう、これから堀江町長の下、改善、見直し、改革がスタートすると思います。これからスタートするその改善、見直しをここにお集まりの議員の皆様にもぜひ一体となって進めていただきたいと思います。日野町のことを思い、一生懸命仕事をしている職員がきちんと守られる。ある意味、極めて当たり前のことです。当たり前のことが当たり前となるよう、皆様のお力を頂き

ますようお願い申し上げます、私の挨拶に代えさせていただきます。

2年半、あっという間でした。ご一緒できたことを心から感謝しております。本当にありがとうございました。

議長（杉浦和人君） ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年は例年より季節の移り変わりが早く、日中は春の暖かさを感じる日が多くなってまいりました。

議員の皆様には、提案をいたしました令和4年度補正予算ならびに令和5年度当初予算など、各案件につきまして本会議ならびに委員会におきまして慎重なるご審議を賜り、原案どおり可決を頂きましたことに厚く御礼を申し上げます。

今議会で可決を頂きました新年度当初予算には、子育て支援、コロナ対策、プロジェクトを育てる、それらをポイントに、子育て環境の充実や生活基盤整備、農業や産業の振興、時代に合った新しい施策の展開と未来への投資を意識したもので、第6次日野町総合計画の3年目にあたり、出てきた芽に水をやって根を張らせる、各種施策をしっかりと実らせるための予算となったところでございます。限られた財源の中、時代の変化に対応し、先人の想いをしっかりと受け継ぎ、持続可能な日野町を目指して、誠心誠意取り組んでまいります。

そしてこのたび、3月31日をもって退任をされる津田副町長におかれましては、2年6か月にわたり、公共交通をはじめ、各種プロジェクトの推進、町政と県政との連携強化や組織の業務改善など、多方面にわたり大変ご尽力を頂きました。改めてそのご尽力に対し、感謝を申し上げる次第でございます。お立場が変わりましても、引き続きのご厚情とともに、新たなステージにおけるご活躍を心よりご祈念を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、3月は別れの季節でもございます。日野中学校をはじめ各小学校、幼稚園、こども園でも卒業式、卒園式が行われました。日野中学校では、卒業生153名と在校生、保護者が一堂に会し、4年ぶりに盛大な卒業式が挙行され、大変すばらしいものとなりました。引き続き、家庭と地域と学校園、そして行政が力を合わせ、子どもたちの健やかな成長のために努力しなければと心を新たにしたところでございます。

また、昨日には、「誰もが幸せに暮らせるまちを目指して」を大会テーマに、日野町人権啓発推進連絡協議会30周年記念式典・人権委員交流研修会が行われました。これまで日野町が人権の取組の中で積み重ねてきたことや、ご尽力いただいた方々、また記念講演でのお話を受け、なお一層人権啓発に努めてまいりたいと思います。

さて、4月は統一地方選挙が始まります。県議会、町議会ともに住民の皆様にも

接な場所でございます。よりよいまちづくりに向け、大いに論戦が深まることを期待しているところでございます。

第17期の議員各位におかれましては、今期で勇退されます方、来期もご活躍いただく方、それぞれでございますが、今期の期間中、町政の発展のためにご尽力を頂き、町政執行にご理解とご協力を頂きましたことに心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

なお、年度末、年度始めの時期になってまいります。公私ともご多用のことと存じますが、健康には充分ご留意を頂きまして、各方面でますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 3月1日から本日まで、提出案件の審議にあたられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

また、今月末をもって勇退されます津田副町長におかれましては、地域公共交通の活性化に向けた取組をはじめ、町政発展にご尽力いただきましたことに対し、感謝とお礼を申し上げますとともに、心からますますのご活躍をご祈念申し上げたいと思います。

令和4年度の年度末も迫ってまいりました。行政執行担当者には、それぞれの事務事業の完了に向け、適切な処理をお願いするとともに、令和5年度の各会計予算および事務事業執行にも万全を期して、計画どおり遂行されるようお願いを申し上げます。

さて、我々第17期の議員も、今後、臨時議会の開催がない限り、最後の議会となりますことに、ここで一言ご挨拶を申し上げます。

この4年間、任期中のほとんどが新型コロナウイルス感染症が長期化していた中にあり、議会の活動、議員の活動にも大変ご苦勞いただいたところでございます。議員各位におかれましては、町政発展のため、また、住民福祉の向上のためご奮闘いただきましたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げます。あわせて、議会の活性化にご尽力いただきましたことに対しまして、議長として深くお礼を申し上げます。

今期で議員を勇退される皆様におかれましても、これまでのご尽力とそのご功績に心から感謝を申し上げます。そして、引き続き議員に挑まれる皆様におかれましては、町民の厚い信託に応えらえるよう、再び議場において、人口減少をはじめとする、町が直面しております様々な課題について活発なご議論をされることを心からご祈念申し上げます。

結びにあたりまして、今後の議員各位のご健康とご多幸、そして、ますますのご活躍をご祈念申し上げ、以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和5年日野町議会

第2回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

— 起 立 ・ 礼 —

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでした。

— 閉会 12時55分 —

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 後藤 勇樹

署名議員 谷 成隆